66



告

403

示

# 三重県公報

令和元年10月25日(金)

号 外

		目				
(番号)	(題	名)			(担当)	(頁)
	条    例					
13	語学指導等を行う外国青年	の報酬及び費用	弁償に関する	条例	(ダイバーシティを 会推進課)	± 4
14	三重県卸売市場条例				(農産物安全・流道 課)	<u>f</u> 5
15	行政手続における特定の個 律に基づく個人番号の利用 を改正する条例	.,		,,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(教育委員会	8
16	三重県の事務処理の特例に	関する条例の一	部を改正する	条例	(都市政策課	10
17	地方教育行政の組織及び運 務権限の特例に関する条例			規定に基づく職	(総務課	) 18
18	三重県職員退職手当支給条	:例等の一部を改	正する条例		(人事課	) 19
19	三重県手数料条例の一部を	改正する条例			(建築開発課	37
20	三重県民生委員定数条例の	一部を改正する	条例		(地域福祉課	49
21	三重県心身障害者扶養共済	条例の一部を改	正する条例		(障がい福祉調	艮) 50
22	三重県立自然公園条例の一	部を改正する条	例		(みどり共生推進制	果) 51
23	三重県建築基準条例の一部	を改正する条例			(建築開発課	52
24	三重県警察関係手数料条例	の一部を改正す	る条例		(警察本部	) 55
	規則					
25	三重県の事務処理の特例に 囲を定める規則の一部を改		づき市町が処	理する事務の範	(市町行財政調	<b>₹</b> ) 65

三重県建築基準条例第3章第3節の規定を適用しない劇場等のその用途に ( 建 築 開 発 課 ) 供する建築物に関する基準の一部を改正する告示

- ② 指字指導等を行う外面音楽の軽触及び費用弁信に関する条例(条例第13号)

  1 地方公信長法等の一部改正に並み、語学指導等を行う外国青年の給与及び診實に随する条例の全部を改正することとしました。
  ② 三里標節先市場条例(条例第14号)

  1 加売市場法の一部改正に対い、規定を整理するとともに、小規模等能売市場の減まかつ様全な選案を確保し、その開設等に係る場かの参考の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定機の開送、信息である。 (全) 日本の利用をの開生、2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
  ② 打設手続に法ける特定の個人を提到するための参号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定を開しませませました。
  ② 打設手続に法ける特定の個人を提到するための参号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定を開け、会社の利用機の開生、反び行政・参の効率化を図るため、個人高号の利用適固についての規定を整備することとしました。
  ② 正常集の事務整理の特別に関する条例の一部を改正する条例(条例第15号)

  1 地方自治治療が設・乗の17の2番に収め規定に基づく、無事が極限に属する等の一部を市町が処理することとしました。
  ② 上電原の事務整理の特別に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特別に関する条例の一部を市町が処理することとしていてで改定を持つこととした。
  ② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特別に関する条例の一部を設定する条例(条例第17号)

  1 地球の自主性展が固定性を高端あるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定・ための関係法律の整備に関する法律による地方教育行政の組織なび運営に関する法律第一条の表で区合い、規定を整備することとしました。
  ② 三重規再組織手書支持条例等の一部を改正する条例(条例第18号)

  1 虚解のの上の本と本と、対策ですることとしました。
  ② 三重規再を数料条列の一部を改正する条例(条例第19号)

  1 虚解のの上の本と本と、非常性能の向し上に関する法律の一部改正に延り、手数料についての規定を整備することとしました。
  ② 三重規再を数料条列の一部を改正する条例(条例第19号)

  1 海路者の地域等地域の実情に接入。民生会員の定数の外正を行うこととしました。
  ② 三重規再を数料条列の一部を改正する条例(条例第10号)

  1 海路者の地域等地域の実情に接入。民生会の定数の外正を行うこととしました。
  ② 三重規再を要素を関い一部を改正する条例(条例第10号)

  1 海路者の地域等等地域の実情に接入。民生会の定数の外正を行うこととしました。
  ② 三重規再を要素を関い一部を改正する条例(条例第10号)

  2 高級の対策を対するといこれに関するといこれに関するといこれに関するといこれに対するといこれに関するといるといれに関するといこれに関するといいに関するといるといれに関するといれているといれているといれているといれているといれているといれているといませんでは関するといれているといれ

- ② 三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例(条例第21号)
   1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に鑑み、年金管理者についての規定を整備することとしました。
   ② 三重県立自然公園条例の一部を改正する条例(条例第22号)
   1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による自然公園法の一部改正に鑑み、指定認定機関についての規定を整備することとしました。
   2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとしました。
   ② 三重県建築基準条例の一部を改正する条例(条例第23号)
   1 建築基準法等の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
   ② 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第24号)
   1 道路交通法施行令の一部改正に伴い、免許証再交付手数料等についての規定を整理することとしました。
   ② 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第24号)
   1 道路交通法施行令の一部改正に伴い、免許証再交付手数料等についての規定を整理することとしました。
   2 この条例は、令和元年12月1日から施行することとしました。

条 例 布します。語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公

令柜元年十月二十五日

三重県知事 鈴 木 英 敬

# 三重県条例第十三号

十号)の全部を改正する。語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例(昭和六十二年三重県条例第二語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例

(目約)

の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。の規定に基づき、語学指導又は国際交流活動を行う外国青年(以下「外国青年」という。)第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項

(器壓)

- 第二条 外国青年の報酬は、月額で定める。
- て定める。2 前項で定める報酬の額は、年額三百九十六万円の範囲内で、任命権者が知事と協議し
- 年三重県条例第六十七号)に規定する通勤手当に相当する報酬を支給する。3 前二項に規定するもののほか、外国青年には、職員の給与に関する条例(昭和二十九
- 酬の額を支給しない。 は、規則又は教育委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報4 外国青年が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないとき
- 重県条例第一号)の適用を受ける職員の例による。ついては、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、第三項に規定する報酬の支給方法にら 前項に規定するもののほか、外国青年の報酬の支給方法については、職員の給与に関

(費用弁賞)

- 第三条 外国青年が公務のために旅行したときは、その費用を弁償する。
- 第四十六号)の適用を受ける職員の例による。2 費用弁償の額及び支給方法は、職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例

(実施に関し必要な事頃)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

宗 宗

この条例は、今和二年四月一日から施行する。

三重県御売市場条例をここに公布します。

令柜元年十月二十五日

三重県知事 鈴 木 英 敬

### 三重県条例第十四号

三重県卸売市場条例

三重県卸売市場条例(平成十二年三重県条例第二十号)の全部を改正する。

(回紀)

とその流通の円滑化を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化を果たしていることに鑑み、小規模等卸売市場に関し、その開設等について必要な事項に、小規模等卸売市場が県内において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割第十三条第一項の規定に基づく地方卸売市場の認定について必要な事項を定めるととも第一条 この条例は、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。)

(海羅)

- 品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きをいう。第二条 この条例において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料
- を設けて継続して開場されるものをいう。あって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設2 この条例において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場で
- 市場をいう。 3 この条例において「小規模等卸売市場」とは、第四条の規定に基づく届出をした卸売
- て卸売をする業務を行う者をいう。その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場においす この条例において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、

- らない。 の認定を受けようとする者は、申請の際にそれぞれ次に掲げる手数料を納めなければな第三条 法第十三条第一項の認定又は法第十四条において準用する法第六条第一項の変更
  - 一 地方卸売市場認定申請手数料 一件につき 一万七千円
  - 二 認定事項の変更に係る認定申請手数料 一件につき 九千円

(開設の届出)

- い。 法第十三条第一項の知事の認定を受けようとする者又は受けている者は、この限りでな事項を知事に届け出るものとする。ただし、法第四条第一項の農林水産大臣の認定又は第四条 卸売市場を開設した者は、市場ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる
  - 名及び住所) 卸売市場の開設者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名(個人にあっては、氏
  - 二 卸売市場の名称
  - 三 卸売市場の位置及び施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目

務規程」という。)を添付しなければならない。2 前項の規定による届出には、当該届出に係る卸売市場の業務に関する規程(以下「業

(変更の届出等)

で定めるところにより、知事に届け出なければならない。したとき並びに小規模等卸売市場を休止又は廃止しようとするときは、速やかに、規則第五条 小規模等卸売市場の開設者は、前条第一項各号に掲げる事項及び業務規程を変更

(開設者の責務)

確保するよう努めなければならない。第六条 小規模等卸売市場の開設者は、小規模等卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を

(売買取引の原則)

かつ効率的に売買取引を行わなければならない。その他卸売市場において売買取引を行う者をいう。第十一条において同じ。)は、公正て卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内での店舗において販売する者をいう。)第七条 小規模等卸売市場において、取引参加者(卸売業者、仲卸業者(卸売市場におい

(差別的取扱いの禁止)

扱いをしてはならない。第八条 小規模等卸売市場の卸売業者は、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取

(売買取引の方法)

より、卸売をしなければならない。法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法として業務規程に定められた方法に第九条 小規模等卸売市場の卸売業者は、生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方

(売買取引の条件の公表)

らない。買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。)を公表しなければな第十条 小規模等卸売市場の卸売業者は、規則で定めるところにより、取扱品目その他売

(決済の確保)

わなければならない。 期日、支払方法その他の決済の方法として業務規程に定められた方法により、決済を行第十一条 小規模等卸売市場において、取引参加者は、売買取引を行う場合における支払

(卸売数量等に関する報告)

行った生鮮食料品等の数量及び金額を知事に報告しなければならない。第十二条 小規模等卸売市場の開設者は、規則で定めるところにより、卸売業者が卸売を

(指導及び助言)

つ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。第十三条 知事は、小規模等卸売市場の開設者に対し、小規模等卸売市場の業務の適正か

(報告及び検査)

小規模等卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若し対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、小規模等卸売市場の開設者に

くは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 提示しなければならない。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に
- ならない。3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては

(必要な措置をとるべき旨の命令)

に関し、必要な措置をとるべき旨を命じることができる。 があると認めるときは、小規模等卸売市場の開設者に対し、当該開設者の業務又は会計第十五条 知事は、小規模等卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要

(規則への委任)

る。第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定め

差 三

(福行野口)

二月二十一日から施行する。う。)から施行する。ただし、第三条並びに汝項及び附則第三項の規定は、令和元年十二 この条例は、令和二年六月二十一日(汝項及び附則第三項において「施行日」とい

(手数料に関する経過措置)

例」という。)第三条第一号の規定にかかわらず手数料は徴収しない。場合にあっては、この条例による改正後の三重県卸売市場条例 (次項において「新条を改正する法律 (平成三十年法律第六十二号) 附則第三条第三項の申請をしようとする十五条第一項の許可を受けている者が、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部2 この条例の施行日の前日において現にこの条例による改正前の三重県卸売市場条例第

(小規模等卸売市場に関する経過措置)

出がされたものとみなす。において、当該届出をした卸売市場は、この条例の施行日において同項の規定による届いても、同項の規定の例により、同項の規定による届出をすることができる。この場合3 新条例第四条第一項の規定による届出をしようとする者は、この条例の施行日前にお

を改正する条例をここに公布します。律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴 木 英 敬

### 三重県条例第十五号

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

の一部を次のように改正する。番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年三重県条例第四十四号)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人

する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

	改 正 後			改 正	温
別表第一(第	<b></b> 因 朱 黙 疾 )	別	表第一 (第	四条関係)	
機関	事務		機関	事務	
1	(盤)		1 年		(盤)
□ 英軸	私立高等学校等学び直し支				
	援金の支給に関する事務で				
	あって規則で定めるもの				
111	<b>私立高校生等奨学給付金の</b>				
	支給に関する事務であって				
	規則で定めるもの				
四 教 恒	(盤)		17 数 育		(盤)
亲 員 公五			表 貝 公		
田 数 恒	県立高等学校学び直し支援				
<u> </u>	金の支給に関する事務であ				
	って三重県教育委員会規則				
	で定めるもの				
大 数 荷	県立高校生等奨学給付金の				
表 員 公五	支給に関する事務であって				
	三重県教育委員会規則で定				
	₹ 10 th C				
別表第二(第	<b> 日 《 国 《 医 》</b>	別	表第二 (第	四条関係)	
機関事	務 特定個人情報		機関事	崧	特定個人情報
(盤)	(盤) (盤)		(盤)	(盤)	(盤)
十 11 梅	号法別表第生活困窮外国		+ 11 #	号法別表	第生活困窮外国
安 事 11	の百二十の人の保護関係		<b>年 11</b>	の百十九	の人の保護関係

一	情報であって		情報であって
掲げる事務	規則で定める	掲げる事務	規則で定める
	₩ 6		₽ C

宝 宝

日から施行する。この条例は、令和二年三月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の

布します。三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴 木 英 敬

# 三重県条例第十六号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

うに改正する。三重県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年三重県条例第二号)の一部を次のよ

する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

to No.	
改 正 後	改 圧 前
別表第二 (第二条関係)	別表第二 (第二条関係)
~十目 (盤) (盤)	一
十五 都市計画法(以下この津市 2 枚)	図 十五 都市計画法(以下この津市、桑名
頃において「法」という。) 市、桑名士	市 頃において「法」という。) 市及び鈴鹿
に基づく次に掲げる事務 及び鈴鹿士	市 に基づく次に掲げる事務 市
イ 法第二十九条第一項	イ 法第二十九条第一項
及び第二項の規定によ	及び第二項の規定によ
る開発行為の許可	る開発行派の指回
口 法第三十四条第十三	口 郑睐川十回条第十川
号に規定する土地又は	号に規定する土地又は
土地の利用に関する所	土地の利用に関する所
有権以外の権利を有し	有権以外の権利を有し
ていた者の届出の受理	ていた者の届出の受理
ハ 法第三十四条の二第	く 法第三十四条の二第
一項の規定による協議	一項の規定による協議
(法第三十五条の二第	(法第三十五条の二第
四項において準用する	四項において準用する
場合を含む。)	縁合を含む。)
こ 法第三十五条の二第	こ、法第三十五条の二第
一項の規定による変更	一項の規定による変更
の指向	の指向
ホ 法第三十五条の二第	た 法第三十五条の二第
三項の規定による変更	三項の規定による変更
の届出の受理	の届出の函型
へ 法第三十六条の規定	〈 法第三十六条の規定
による工事完了の検査	による工事完了の検査
排	掛
上 法第三十七条第一号	上

- 建設の承認の規定による建築又は
- の廃止の届出の受理による開発行為の工事チ 法第三十八条の規定
- の指定の規定による建蔵率等り 法第四十一条第一項
- 建築の許可ただし書の規定によるス 法第四十一条第二項
- 建築等の許可ただし書の規定によるル、法第四十二条第一項
- 協議の規定による建築等のヲ、法第四十二条第二項
- 許可の規定による建築等のり、法第四十三条第一項
- の規定による協議力 法第四十三条第三項
- による地位承継の承認ョ 法第四十五条の規定
- 開発登録簿の調製等四十七条の規定によるタ 法第四十六条及び第
- るものに限る。)までに掲げる事務に係収及び勧告等(イからョ規定による報告等の徴と 法第八十条第一項の
- る事務に係るものに限る事務に係るものに限(イからヨまでに掲げの規定による監督処分ソ 法第八十一条第一項
- の規定による措置の決ツ、法第八十一条第二項

- 建設の承認の規定による建築又は
- の廃止の届出の受理による開発行為の工事チ 法第三十八条の規定
- 等の指定の規定による建ペい率り、法第四十一条第一項
- 建築の許可ただし書の規定による文 法第四十一条第二項
- 建築等の許可ただし書の規定によるル、法第四十二条第一項
- 協議の規定による建築等のア、法第四十二条第二項
- 許可の規定による建築等のり、法第四十三条第一項
- の規定による協議力 法第四十三条第三項
- による地位承継の承認ョ 法第四十五条の規定
- 開発登録簿の調製等四十七条の規定によるタ 法第四十六条及び第
- るものに限る。)までに掲げる事務に係収及び勧告等(イからヨ規定による報告等の徴と 法第八十条第一項の
- る。)る事務に係るものに限る事務に係るものに限(イからヨまでに掲げの規定による監督処分ソ 法第八十一条第一項
- の規定による措置の決ツ、法第八十一条第二項

定及び公告(ソに掲げる	
事務に係るものに限	
% ° )	
术 法第八十一条第三項	
の規定による公示(ソに	
掲げる事務に係るもの	
に限る。)	
十 法第八十二条第一項	
の規定による立入検査	
(ソからネまでに掲げ	
る事務に係るものに限	
1∕0°)	
十六~二十九 (略)	(盤)
ニナ丸のニ 三重県屋外広	松阪市及び
布物条例(昭和四十一年三	桑名市
<b>≡</b> 果条例第四十五号。以下	
この頃において「条例」と	
いう。) に基づく次に掲げ	
る事務	
イ 条例第三条第一項の	
規定による区域等の指	
定及び同条第二項の規	
定による告示	
口	
五号の規定による区域	
の指定及び同条第二項	
の規定による告示	
八 条例第八条第一項の	
は直は見せての指言と規定による屋外広告物	
が道景観地区の指定及	
での産業でする規定に	
ことできてそうことを回よる告示	
は 条例第八条の二(第四	
る屋外広告物沿道景観頭を除く。)の規定によ	
地区基本方針の策定等。 厚め 広告 牧 沿 貴 奢	
木 条例第九条の規定に 地区基本大金の第5000	
よる広告物及び広告物で、多份質力多の表定は	
を掲出する物件に関するのは年をののは年	
一 るまらってを生んる 見って	ı İ

る。)事務に係るものに限定及び公告(ソに掲げる

- に限る。) 掲げる事務に係るものの規定による公示(ソに末、法第八十一条第三項
- る。)る事務に係るものに限る事務に係るものに限(ソからネまでに掲げの規定による立入検査ナー法第八十二条第一項

十七~11十七 (器) (器)

告物条例 (昭和四十一年三二十九の二 三重県屋外広校阪市

る事務いう。)に基づく次に掲げこの項において「条例」と重県条例第四十五号。以下告物条例(昭和四十一年三

- 定及び同条第二項の規定及び同条第二項の規規定による区域等の指イ・条例第三条第一項の
- の規定による告示の指定及び同条第二項の指定及び同条第二項五号の規定による区域口、条例第四条第一項第
- よる告示び同条第三項の規定に沿道景観地区の指定及規定による屋外広告物へ、条例第八条第一項の
- 地区基本方針の策定等る屋外広告物沿道景観項を除く。)の規定によこ、条例第八条の二(第四
- を掲出する物件に関すよる広告物及び広告物本 条例第九条の規定に

# る協定の認定等

- に基づく次に掲げる事務 紀町条例の施行のための規則 台町及び大「条例」という。)及び同鈴鹿市、大例(以下この項において市、桑名市、三重県屋外広告物条津市、松阪
  - の許可示及び掲出物件の設置規定による広告物の表イ 条例第五条第一項の
  - 物件の設置の許可広告物の表示及び掲出び第五項の規定による口、条例第六条第四項及
  - 規定による届出の受理へ 条例第六条第六項の
  - 勧告定による指導、助言及びこ 条例第八条の四の規
  - 規定による条件の付与ホ 条例第十条第一項の
  - 規定による許可へ 条例第十条第三項の
  - による報告の受理ト 条例第十一条の規定
  - 改造の許可び掲出物件の変更及びの規定による広告物及チ 条例第十二条第一項
  - 与の規定による条件の付り 条例第十二条第二項
  - による許可の取消しヌ 条例第十七条の規定
  - 置の命令の規定による必要な措の規定による必要な措化、条例第十九条第一項
  - の規定による必要な措了 条例第十九条第二項

### る協定の認定等

- 条例の施行のための規則大紀町「条例」という。)及び同大台町及び例(以下この項において市、鈴鹿市、三十 三重県屋外広告物条準市、松阪
  - に基づく炊に掲げる事務
  - の許可示及び掲出物件の設置規定による広告物の表イ 条例第五条第一項の
  - 物件の設置の許可広告物の表示及び掲出び第五項の規定による口、条例第六条第四項及
  - 規定による届出の受理へ 条例第六条第六項の
  - 勧告定による指導、助言及び二 条例第八条の四の規
  - 規定による条件の付与ホ 条例第十条第一項の
  - 規定による許可へ 条例第十条第三項の
  - による報告の受理ト 条例第十一条の規定
  - 改造の許可び掲出物件の変更及びの規定による広告物及チ 条例第十二条第一項
  - 与 の規定による条件の付り 条例第十二条第二項
  - による許可の取消しヌ 条例第十七条の規定
  - 置の命令の規定による必要な措の 規定による必要な措化 条例第十九条第一項
  - の規定による必要な措う 条例第十九条第二項

置の実施

- び費用の徴収の規定による代執行及り 条例第十九条第三項
- は掲出物件の除却の規定による広告物又为 条例第十九条第四項
- 物又は掲出物件の保管一項の規定による広告目 条例第十九条の二第
- 又は公示物又は掲出物件の返還物又は掲出物件の返還三項の規定による広告タ 条例第十九条の二第
- 等物又は掲出物件の売却四項の規定による広告2 条例第十九条の二第
- 物又は掲出物件の廃棄大項の規定による広告ソ 条例第十九条の二第
- は立入検査くは資料提出の要求又の規定による報告若しツ 条例第二十条第一項
- 定による届出の受理ネ 条例第二十二条の規
- 働告定による指導、助言及びナー条例第二十七条の規
- 導及び助言第二項の規定による指う 条例第二十七条の五
- 告第一項の規定による勧み 条例第二十七条の六
- 告第二項の規定による勧ウ 条例第二十七条の六

置の実施

- び費用の徴収の規定による代執行及り、条例第十九条第三項
- は掲出物件の除却の規定による広告物又为 条例第十九条第四項
- 物文は掲出物件の保管一項の規定による広告ヨ 条例第十九条の二第
- 又は公示物又は掲出物件の返還物又は掲出物件の返還二項の規定による広告タ 条例第十九条の二第
- 等物又は掲出物件の売却四項の規定による広告2 条例第十九条の二第
- 物又は掲出物件の廃棄大項の規定による広告ン 条例第十九条の二第
- は立入検査くは資料提出の要求又の規定による報告若しい 条例第二十条第一項
- 定による届出の受理ネ 条例第二十二条の規
- 勧告 定による指導、助言及びナ 条例第二十七条の規
- 導及び助言第二項の規定による指う 条例第二十七条の五
- 害一項の規定による勧め、条例第二十七条の六
- 第二項の規定による勧ウ 条例第二十七条の六

ヰ 条例第二十七条の六	
第三項の規定による公	
崧	
ノ 条例第二十七条の六	
第四項の規定による意	
見を述べる機会の付与	
三十一 三重県屋外広告物	各市(津市、
条例 (以下この項において	松阪市、桑
「条例」という。) 及び同	名市及び鈴
条例の施行のための規則	鹿市を除
に基づく次に掲げる事務	√°)′ <del>K</del>
<b>7</b> 条例第十九条第四項	曽岬町、 東
の規定による広告物又	員町、菰野
は掲出物件の除却	一里 自 即、
ロ 条例第十九条の二第	川越町、多
一項の規定による広告	気町、明和
物又は掲出物件の保管	町、玉城町、
ハ 条例第十九条の二第	度会町、南
二項の規定による広告	伊勢町、紀
物又は掲出物件の返還	北町、御浜
又は公示	町及び紀宝
こ 条例第十九条の二第	量
四項の規定による広告	
物又は掲出物件の売却	
掛	
ホ 条例第十九条の二第	
大項の規定による広告	
物又は掲出物件の廃棄	
〈 条例第二十条第一項	
の規定による報告若し	
くは資料提出の要求又	
は立入検査 (イに係るも	
のに限る。)	
川十川・川十川 (と)	(盤)
三十四 三重県宅地開発事	津市、松阪
業の基準に関する条例(昭	市、桑名市
和四十七年三重県条例第	及び鈴鹿市
四十一字。以下この頃にお	

いて「徐囡」かいか。) 及

ヰ 条例第二十七条の六 第三項の規定による公 ノ 条 医 無 二 十 七 条 の 六 第四項の規定による意 見を述べる機会の付与 三十一 三重県屋外広告物存市(津市、 条例(以下この項において松阪市及び 「条例」という。)及び同鈴鹿市を除 条例の施行のための規則 く。)、木 に基づく次に掲げる事務 曽岬町、東 一条例第十九条第四項員町、菰野 の規定による広告物又町、朝日町、 は掲出物件の除却 川越町、多 ロ 条例第十九条の二第気町、明和 一項の規定による広告町、玉城町、 物又は掲出物件の保管 度会町、南 へ 条例第十九条の二第伊勢町、紀 二項の規定による広告北町、御浜 物又は掲出物件の返還町及び紀宝 又は公示 ニ 条例第十九条の二第 四項の規定による広告 物又は掲出物件の売却 ホ 条例第十九条の二第 六項の規定による広告 物又は掲出物件の廃棄 の規定による報告若し くは資料提出の要求又 は立入検査 (イに係るも のに限る。) ||| 十 | | ・ ||| 十 ||| ( と) (盤) 三十四 三重県宅地開発事津市、桑名 業の基準に関する条例(昭市及び鈴鹿 和四十七年三重県条例第市 四十一号。以下この項にお いて「条図」かいか。) 及

5 E	条例の施行のための
温温	に基づく次に掲げる
事務	
~	条例第六条第一項の
猫	定による設計の確認
(	条例第七条による申
111111111111111111111111111111111111111	書の受理及び条例第
7	条第二項の規定によ
10	確認の通知を含む。)
П	条例第六条第二項の
猫	定による設計の確認
	確 繼
	条例第九条の規定に
	る設計の変更の確認
1)	条 例 第 十 一 条 第 一 面
	規定による氏名等の
	更、工事の中止等の届
	そ列等による第二年の受理
# 0	規定による宅地開発条例第十一条第二項
	業の承継の届出の受表はいる。写出的多
型	
	条例第十二条の規定
	よる工事の検査
	<b>然 宮 無 十 1 1 条 の 1 1 の</b>
海	定による建築の承認
#	条例第十三条の規定
7	よる監督処分
Ų	条例第十四条の規定
Ñ	よる報告の徴収及び
43	入検査
K	イからりまでに掲げ
10	もののほか、条例の施
行	に係る事務のうち規
宣	に基づく事務で別に
推	則で定めるもの
111十日	ら 11~111十代 (と) (と)

事務規則に基づく次に掲げるび同条例の施行のための

- る確認の通知を含む。) 七条第二項の規定によ請書の受理及び条例第 (条例第七条による申規定による設計の確認
- の協議規定による設計の確認口条例第六条第二項の
- よる設計の変更の確認い、条例第九条の規定に
- 出の受理変更、工事の中止等の届の規定による氏名等の二、条例第十一条第一項
- 理事業の承継の届出の受事業の承継の足による宅地開発ホー条第二項
- による工事の検査へ 条例第十二条の規定
- 規定による建築の承認ト 条例第十二条の二の
- による監督処分子 条例第十三条の規定
- 立入検査による報告の徴収及びり、条例第十四条の規定
- 規則で定めるもの則に基づく事務で別に行保る事務のうち規るもののほか、条例の施ス イからりまでに掲げ

三十四の二~三十六 (略) (略)

至 三

(福行型口)

1 この条例は、今和二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- なす。松阪市長がした処分その他の行為又は松阪市長に対してなされた申請その他の行為とみ執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において松阪市長が管理し、及び施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)前に法令等の規定によりの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例のに係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下この項において「法令等」という。)この条例の施行の際改正後の別表第二第十五号の項及び第三十四号の項に掲げる事務
- とみなす。
  は、桑名市長がした処分その他の行為又は桑名市長に対してなされた申請その他の行為及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用についてより知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において桑名市長が管理し、事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定に事務に係る条例若しくは規則(以下この項において「条例等」という。)の規定により知り、この条例の施行の際改正後の別表第二第二十九号の二の項及び第三十号の項に掲げる

務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴 木 英 敬

# 三重県条例第十七号

例に関する条例の一部を改正する条例地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特

関する条例(平成二十四年三重県条例第三号)の一部を炊のように改正する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に

する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

改 圧 後	改 正 前
地方教育行政の組織及び運営に関する法	地方教育行政の組織及び運営に関する法
律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第二十	律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十
三条第一項の規定に基づき、同項第二号に規	三条第一項の規定に基づき、同項第一号に規
定するスポーツに関する事務(学校における	定するスポーツに関する事務 (学校における
体育に関することを除く。)は、知事が管理	体育に関することを除く。)は、知事が管理
し、及び執行することとする。	し、及び執行することとする。

宝 宝

この条例は、公布の日から施行する。

三重県職員退職手当支給条例等の一部を攻正する条例をここに公布 一条中。

令柜式年十月二十五日

三重県知事 鈴 木 英 敬

# 三重県条例第十八号

三重県職員退職手当支給条例等の一部を攻正する条例

目次

第 | 章 総務部関係 (第一条—第<u>国</u>条)

雅11 神 教育委員会関係 (第五条—第七条)

企業庁関係 (第八条) 第111章

温宝

(三重県職員退職手当支給条例の一部改正)

第一条 三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)の一部を次 のように牧正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

#### 奖 띰 出 送 改 淙

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職 手当の支給制限)

第十二条 退職をした者が汝の各号のいず第十二条 退職をした者が汝の各号のいず

れかに該当するときは、当該退職に係る退 職手当管理機関は、当該退職をした者(当 該退職をした者が死亡したときは、当該退 職に係る一般の退職手当等の額の支払を 受ける権利を承継した者)に対し、当該退 職をした者が占めていた職の職務及び責 任、当該退職をした者の勤務の状況、当該 退職をした者が行った非違の内容及び程 度、当該非違に至った経緯、当該非違後に おける当該退職をした者の言動、当該非違 が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに 当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影 響を勘案して、当該一般の退職手当等の全 部又は一部を支給しないこととする処分 を行うことができる。

( 24)

定による失職又はこれに準ずる退職を

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職 手当の支給制限)

れかに該当するときは、当該退職に係る退 職手当管理機関は、当該退職をした者(当 該退職をした者が死亡したときは、当該退 職に係る一般の退職手当等の額の支払を 受ける権利を承継した者)に対し、当該退 職をした者が占めていた職の職務及び責 任、当該退職をした者の勤務の状況、当該 退職をした者が行った非違の内容及び程 度、当該非違に至った経緯、当該非違後に おける当該退職をした者の言動、当該非違 が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに 当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影 響を勘案して、当該一般の退職手当等の全 部又は一部を支給しないこととする処分 を行うことができる。

( )

二 地方公務員法第二十八条第四項の規 二 地方公務員法第二十八条第四項の規 定による失職(同法第十六条第一号に該 した者

#### 2・6 (器)

(退職手当の支払の差止め)

- れかに該当するときは、当該退職に係る退 職手当管理機関は、当該退職をした者に対 し、当該退職に係る一般の退職手当等の額 の支払を差し止める処分を行うものとす NO °
  - 一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴 に係る犯罪について禁錮以上の刑が定 められているものに限り、刑事訴訟法 (昭和二十三年 法律第百三十一 字) 第六 編に規定する略式手続によるものを除 く。以下同じ。)をされた場合において、 その判決の確定前に退職をしたとき。

#### 1) (盤)

#### 2~4 (幂)

止処分を行った退職手当管理機関は、次の 各号のいずれかに該当するに至った場合 には、速やかに当該支払差止処分を取り消 さなければならない。ただし、第三号に該 当する場合において、当該支払差止処分を 受けた者がその者の基礎在職期間中の行 為に係る刑事事件に関し現に逮捕されて いるときその他これを取り消すことが支 払差止処分の目的に明らかに反すると認 めるときは、この限りでない。

#### ( 2 ( 2 )

二 当該支払差止処分を受けた者につい て、当該支払差止処分の理由となった起 訴又は行為に係る刑事事件につき、判決 が確定した場合 (禁錮以上の刑に処せら れた場合及び無罪の判決が確定した場 合を除く。)又は公訴を提起しない処分 があった場合であって、次条第一項の規 定による処分を受けることなく、当該判 当する場合を除く。)又はこれに準ずる 退職をした者

#### 2・6 (器)

(退職手当の支払の差止め)

- 第十三条 退職をした者が汝の各号のいず第十三条 退職をした者が汝の各号のいず れかに該当するときは、当該退職に係る退 職手当管理機関は、当該退職をした者に対 し、当該退職に係る一般の退職手当等の額 の支払を差し止める処分を行うものとす  $\mathcal{N}_{\circ}$ 
  - 一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴 に係る犯罪について禁錮以上の刑が定 められているものに限り、刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十一号) 第六 編に規定する略式手続によるものを除 く。以下同じ。)をされた場合において、 その判決の確定前に退職をしたとき。

#### 1) (盤)

### ♡~4 (磊)

|5 第一項又は第二項の規定による支払差||5 第一項又は第二項の規定による支払差| 止処分を行った退職手当管理機関は、次の 各号のいずれかに該当するに至った場合 には、速やかに当該支払差止処分を取り消 さなければならない。ただし、第三号に該 当する場合において、当該支払差止処分を 受けた者がその者の基礎在職期間中の行 為に係る刑事事件に関し現に逮捕されて いるときその他これを取り消すことが支 払差止処分の目的に明らかに反すると認 めるときは、この限りでない。

#### ( 2 と)

二 当該支払差止処分を受けた者につい て、当該支払差止処分の理由となった起 訴又は行為に係る刑事事件につき、判決 が確定した場合 (禁錮以上の刑に処せら れた場合及び無罪の判決が確定した場 合を除く。)又は公訴を提起しない処分 があつた場合であつて、炊条第一項の規 定による処分を受けることなく、当該判 決が確定した日又は当該公訴を提起し ない処分があつた日から六月を経過し た場合

[11] (2)

#### (盤) こ~ ②

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合) 等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退第十四条 退職をした者に対しまだ当該退 職に係る一般の退職手当等の額が支払わ れていない場合において、次の各号のいず れかに該当するときは、当該退職に係る退 職手当管理機関は、当該退職をした者(第 一号又は第二号に該当する場合において、 当該退職をした者が死亡したときは、当該 一般の退職手当等の額の支払を受ける権 利を承継した者)に対し、第十二条第一項 に規定する事情及び同項各号に規定する 退職をした場合の一般の退職手当等の額 との権衡を勘案して、当該一般の退職手当 等の全部又は一部を支給しないこととす る処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退 職後に起訴をされた場合にあつては、基 礎在職期間中の行為に係る刑事事件に 限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の 刑に処せられたとき。

1]・11] (盤)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に第十五条 退職をした者に対し当該退職に 保る一般の退職手当等の額が支払われた 後において、汝の各号のいずれかに該当す るときは、当該退職に係る退職手当管理機 関は、当該退職をした者に対し、第十二条 第一項に規定する事情のほか、当該退職を した者の生計の状況を勘案して、当該一般 の退職手当等の額 (当該退職をした者が当 該一般の退職手当等の支給を受けていな ければ第十条第三項又は第六項の規定に「ければ第十条第三項又は第六項の規定に

決が確定した日又は当該公訴を提起し ない処分があった日から六月を経過し た場合

111 (2)

(盤) (200

(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合 等の退職手当の支給制限)

職に係る一般の退職手当等の額が支払わ れていない場合において、次の各号のいず れかに該当するときは、当該退職に係る退 職手当管理機関は、当該退職をした者(第 一号又は第二号に該当する場合において、 当該退職をした者が死亡したときは、当該 一般の退職手当等の額の支払を受ける権 利を承継した者)に対し、第十二条第一項 に規定する事情及び同項各号に規定する 退職をした場合の一般の退職手当等の額 との権衡を勘案して、当該一般の退職手当 等の全部又は一部を支給しないこととす る処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退 職後に起訴をされた場合にあつては、基 礎在職期間中の行為に係る刑事事件に 限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の 刑に処せられたとき。

11・11 (盤)

(退職をした者の退職手当の返納)

除る一般の退職手当等の額が支払われた 後において、汝の各号のいずれかに該当す るときは、当該退職に係る退職手当管理機 関は、当該退職をした者に対し、第十二条 第一項に規定する事情のほか、当該退職を した者の生計の状況を勘案して、当該一般 の退職手当等の額 (当該退職をした者が当 該一般の退職手当等の支給を受けていな よる退職手当の支給を受けることができ た者(汝条及び第十七条において「失業手 当受給可能者」という。) であつた場合に あつては、これらの規定により算出される 金額(次条及び第十七条において「失業者 退職手当額」という。)を除く。)の全部 又は一部の返納を命ずる処分を行うこと ができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上 の刑に効せられたとき。

1]・11] (盤)

(8) (公)

(退職手当受給者の相続人からの退職手 当相当額の納付)

部十九条 (器)

2・6 (器)

刑事事件に関し起訴をされた場合におい て、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処 せられた後において第十五条第一項の規 定による処分を受けることなく死亡した ときは、当該退職に係る退職手当管理機関 は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 六月以内に限り、当該退職手当の受給者の 相続人に対し、当該退職をした者が当該刑 事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた ことを理由として、当該一般の退職手当等 の額(当該退職をした者が失業手当受給可 能者であった場合にあっては、失業者退職 手当額を除く。)の全部又は一部に相当す る額の納付を命ずる処分を行うことがで th RO°

ひ~∞ (器)

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を炊のよ うに致圧する。

 $\sim 8$ 

( 24)

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

よる退職手当の支給を受けることができ た者(汝条及び第十七条において「失業手 当受給可能者」という。) であつた場合に あつては、これらの規定により算出される 金額(次条及び第十七条において「失業者 退職手当額」という。)を除く。)の全部 又は一部の返納を命ずる処分を行うこと ができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上 の則に効せられたとき。

1]・11 (盤)

 $3 \sim 6$  (器)

(退職手当受給者の相続人からの退職手 当相当額の納付)

第十七条 (器)

2・6 (器)

退職手当の受給者が、当該退職の日から|4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 六月以内に基礎在職期間中の行為に係る| 六月以内に基礎在職期間中の行為に係る 刑事事件に関し起訴をされた場合におい て、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処 せられた後において第十五条第一項の規 定による処分を受けることなく死亡した ときは、当該退職に係る退職手当管理機関 は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 六月以内に限り、当該退職手当の受給者の 相続人に対し、当該退職をした者が当該刑 事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた ことを理由として、当該一般の退職手当等 の額(当該退職をした者が失業手当受給可 能者であった場合にあっては、失業者退職 手当額を除く。)の全部又は一部に相当す る額の納付を命ずる処分を行うことがで せる。

改 띰 後

띰 改 温

(期末手当)

月一日(以下この条から第二十一条の三ま で及び附則第十九項第三号においてこれ らの日を「基準日」という。) にそれぞれ 在職する職員に対して、それぞれ基準日の 属する月の人事委員会規則で定める日(次) 条及び第二十一条の三においてこれらの 日を「支給日」という。)に支給する。こ れらの基準日前一箇月以内に退職し、又は 死亡した職員 (第二十六条第七項の規定の 適用を受ける職員及び人事委員会規則で 定める職員を除く。)についても、同様と やる。

#### ( と ) $2 \sim 4$

|5 第二項の期末手当基礎額は、それぞれそ|5 第二項の期末手当基礎額は、それぞれそ にあつては、退職し、又は死亡した日現在。 附則第十九項第三号において同じ。) にお いて職員が受けるべき給料の月額及び扶 養手当の月額並びにこれらに対する地域 手当の月額の合計額とする。

#### の・ト (器)

(期末手当の支給制限)

第二十一条の二 次の各号のいずれかに該第二十一条の二 次の各号のいずれかに該 当する者には、前条第一項の規定にかかわ (第四号に掲げる者にあつては、その支給 を一時差し止めた期末手当)は、支給しな

#### ( 2 ( 2 )

二 基準日から当該基準日に対応する支 給日の前日までの間に法第二十八条第 四項の規定により失職した職員

(期末手当)

第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二 月一日(以下この条から第二十一条の三ま で及び附則第十九項第三号においてこれ らの日を「基準日」という。) にそれぞれ 在職する職員に対して、それぞれ基準日の 属する月の人事委員会規則で定める日(炊 条及び第二十一条の三においてこれらの 日を「文給日」という。) に支給する。こ れらの基準日前一箇月以内に退職し、若し くは法第十六条第一号に該当して法第二 十八条第四項の規定により失職し、又は死 亡した職員 (第二十六条第七項の規定の適 用を受ける職員及び人事委員会規則で定 める職員を除く。) についても、同様とす  $\kappa_0$  °

#### $\omega \sim 4$ ( と )

の基準日現在(退職し、又は死亡した職員)の基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあつては、退職し、若 しくは失職し、又は死亡した日現在。附則 第十九項第三号において同じ。) において 職員が受けるべき給料の月額及び扶養手 当の月額並びにこれらに対する地域手当 の月額の合計額とする。

#### 9・7 (器)

(期末手当の支給制限)

当する者には、前条第一項の規定にかかわ らず、当該各号の基準日に除る期末手当」らず、当該各号の基準日に除る期末手当 (第四号に掲げる者にあつては、その支給 を一時差し止めた期末手当)は、支給しな <u>ر</u> ک

#### ( )

二 基準日から当該基準日に対応する支 給日の前日までの間に法第二十八条第 四項の規定により失職した職員(法第十 大条第一号に該当して失職した職員を

- 三 基準日前一箇月以内又は基準日から 当該基準日に対応する支給日の前日ま での間に離職した職員(前二号に掲げる 者を除く。)で、その離職した日から当 該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の 刑に処せられたもの
- 四 次条第一項の規定により期末手当の 支給を一時差し止める処分を受けた者 (当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ たもの

(期末手当の支給の一時差止め)

- 第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末 手当を支給することとされていた職員で 当該支給日の前日までに雑職したものが 次の各号のいずれかに該当する場合は、当 該期末手当の支給を一時差し止めること ができる。
  - 離職した日から当該支給日の前日ま での間に、その者の在職期間中の行為に 係る刑事事件に関して、その者が起訴 (当該起訴に係る犯罪について 禁錮以 上の刑が定められているものに限り、刑 事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一 号)第六編に規定する略式手続によるも のを徐く。第三頃において同じ。) をさ れ、その判決が確定していない場合

### 11 (盤)

#### ( 魯 ) S

|3 任命権者は、一時差止処分について、次|3 任命権者は、一時差止処分について、次 の各号のいずれかに該当するに至った場 合には、速やかに当該一時差止処分を取り 消さなければならない。ただし、第三号に 該当する場合において、一時差止処分を受 けた者がその者の在職期間中の行為に係 る刑事事件に関し現に逮捕されていると

# 深 (~。)

- 三 基準日前一箇月以内又は基準日から 当該基準日に対応する支給日の前日ま での間に離職した職員(前二号に掲げる 者を徐く。)で、その雑譲した日から当 該支給日の前日までの間に禁錮以上の 刑に処せられたもの
- 四 汝条第一項の規定により期末手当の 支給を一時差し止める処分を受けた者 (当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ たもの

(期末手当の支給の一時差止め)

- 手当を支給することとされていた職員で 当該支給日の前日までに離職したものが 次の各号のいずれかに該当する場合は、当 該期末手当の支給を一時差し止めること ができる。
- 一 離職した日から当該支給日の前日ま での間に、その者の在職期間中の行為に 係る刑事事件に関して、その者が起訴 (当該起訴に係る犯罪について 禁錮以 上の刑が定められているものに限り、刑 事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一 号)第六編に規定する略式手続によるも のを徐く。第三頃において同じ。) をさ れ、その判決が確定していない場合

### 11 (盤)

# ( 容 )

の各号のいずれかに該当するに至った場 合には、速やかに当該一時差止処分を取り 消さなければならない。ただし、第三号に 該当する場合において、一時差止処分を受 けた者がその者の在職期間中の行為に係 る刑事事件に関し現に逮捕されていると きその他これを取り消すことが一時差止」 きその他これを取り消すことが一時差止 処分の目的に明らかに反すると認めると きは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時 差止処分の理由となった行為に係る刑 事事件に関し 禁錮以上の刑に処せられ なかつた場合

1]・11 (盤)

4~の (器)

(勤勉手当)

号においてこれらの日を「基準日」とい う。)にそれぞれ在職する職員に対し、そ の者の任命権者が定める期間における人 事評価の結果及び基準日以前六箇月以内 の期間における勤務の状況に応じて、それ ぞれ基準日の属する月の人事委員会規則 で定める日に支給する。これらの基準日前 一箇月以内に退職し、又は死亡した職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) についても、回様とする。

- |2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任||2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任 命権者が人事委員会の定める基準に従っ て定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、任命権者が支給する勤勉手 当の額の、その者に所属する炊の各号に掲 げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当 該各号に掲げる額を超えてはならない。
  - 一 前項の職員のうち炊号及び第三号に 掲げる職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ の基準日現在(退職し、又は死亡した職 員にあつては、退職し、又は死亡した日 現在。汝項及び附則第十九項第四号にお いて同じ。) において受けるべき扶養手 当の月額及びこれに対する地域手当の 月額の合計額を加算した額に百分の九

処分の目的に明らかに反すると認めると きは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時 差止処分の理由となった行為に係る刑 事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ なかつた場合

1]・11] (盤)

4~の (器)

(勤勉手当)

- 第二十二条 勤勉手当は、六月一日及び十二第二十二条 勤勉手当は、六月一日及び十二 月一日(以下この条及び附則第十九項第四」月一日(以下この条及び附則第十九項第四 号においてこれらの日を「基準日」とい う。)にそれぞれ在職する職員に対し、そ の者の任命権者が定める期間における人 事評価の結果及び基準日以前六箇月以内 の期間における勤務の状況に応じて、それ ぞれ基準日の属する月の人事委員会規則 で定める日に支給する。これらの基準日前 一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条 第一号に該当して法第二十八条第四項の 規定により失職し、又は死亡した職員(人 事委員会規則で定める職員を除く。)につ いても、同様とする。
  - 命権者が人事委員会の定める基準に従っ て定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、任命権者が支給する勤勉手 当の額の、その者に所属する汝の各号に掲 げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当 該各号に掲げる額を超えてはならない。
  - 一 前項の職員のうち炊号及び第三号に 掲げる職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ の基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあつては、退職し、 <u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。 **炊項及び附則第十九項第四号において** 同じ。) において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額

十二・五(特定管理職員にあつては、百一 分の百十二・五)を乗じて得た額の総額

11・11 (2)

8~3(番)

(矢職 布の 給 中)

無 二 十 七 殊 ( と )

2~2 (器)

( 24)

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職 7 第二項、第三項又は第五項に規定する職 一条第一項に規定する基準日前一箇月以 内に退職し、又は死亡したときは、同項の 規定により人事委員会規則で定める日に、 当該各項の例による額の期末手当を支給 することができる。ただし、人事委員会規 則で定める職員については、この限りでな

の合計額を加算した額に百分の九十 二・五(特定管理職員にあつては、百分 の百十二・五)を乗じて得た額の総額

11・11 (2)

8 ~ 2 ( 盤 )

(矢職者の結4)

無 二十 代 株 ( と)

の~の (器)

員が、当該各項に規定する期間内で第二十┃員が、当該各項に規定する期間内で第二十 一条第一項に規定する基準日前一箇月以 内に退職し、若しくは法第十六条第一号に 該当して法第二十八条第四項の規定によ り失職し、又は死亡したときは、同項の規 定により人事委員会規則で定める日に、当 該各項の例による額の期末手当を支給す ることができる。ただし、人事委員会規則 で定める職員については、この限りでな

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第三条 職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

∞ (盤)

改	改
(旅費の支給)	(旅費の支給)
無川休 (智)	無川条 (器)
0 (智)	♡ (盤)
3 職員が前項第一号の規定に該当する場	3 職員が前項第一号の規定に該当する場
合において、地方公務員法(昭和二十五年	合において、地方公務員法(昭和二十五年
法律第二百六十一号) 第十六条各号若しく	法律第二百六十一号)第十六条第二号から
は第二十九条各号に掲げる事由又はこれ	第五号まで若しくは第二十九条各号に掲
らに準ずる事由により退職等となった場	げる事由又はこれらに準ずる事由により
合には、前項の規定にかかわらず、同項の	退職等となった場合には、前項の規定にか
規定による旅費は支給しない。	かわらず、同項の規定による旅費は支給し
	\$ 5°
4~~ (器)	4~~ ( と)

(会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第四条 会計年度任用職員の報酬、費用弁賞及び期末手当に関する条例(令和元年三重県 条例第一号)の一部を炊のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

#### 띰 띰 改 温 後 赵 (期末手当) (期末手当) 第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一 日(以下「基準日」という。)にそれぞれ 日(以下「基準日」という。)にそれぞれ 住職する職員(人事委員会規則で定める職) 在職する職員(人事委員会規則で定める職 員を除く。) に対して、それぞれ基準日の 員を徐く。) に対して、それぞれ基準日の 属する月の人事委員会規則で定める日に 属する月の人事委員会規則で定める日に 支給する。これらの基準日前一月以内に退 支給する。これらの基準日前一月以内に退 職し、又は死亡した職員(人事委員会規則 職し、若しくは法第十六条第一号に該当し で定める職員を除く。)についても、同様 て法第二十八条第四項の規定により失職 かかる。 、又は死亡した職員(人事委員会規則で 定める職員を除く。) についても、同様と する。 ( 24) ひ~4 (器)

第二章 教育委員会関係

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次の ように数圧する。

次の表の汝正前欄に掲げる規定を同表の汝正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 圧する。

改 띰

(期末手当) 第二十三条 期末手当は、六月一日及び十二第二十三条 期末手当は、六月一日及び十二 月一日(以下この条から第二十三条の三ま) で及び附則第十二項第五号においてこれ らの日を「基準日」 という。) にそれがれ 在職する職員に対して、それぞれ基準日の 属する月の規則で定める日 (炊条及び第二 十三条の三においてこれらの日を「支給」 日」という。)に支給する。これらの基準 日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職 員(第三十条第七項の規定の適用を受ける 職員及び規則で定める職員を除く。)につ いても、同様とする。

H 温

(黒米半油)

月一日(以下この条から第二十三条の三ま で及び附則第十二項第五号においてこれ らの日や「堪筆日」 という。) にそれがた 在職する職員に対して、それぞれ基準日の 属する月の規則で定める日(次条及び第二 十三条の三においてこれらの日を「支給 日」という。)に支給する。これらの基準 日前一箇月以内に退職し、若しくは地公法 第十六条第一号に該当して地公法第二十 八条第四項の規定により失職し、又は死亡 した職員 (第三十条第七項の規定の適用を 受ける職員及び規則で定める職員を除

### ひ・の (器)

にあつては、退職し、又は死亡した日現在。 附則第十二項第五号において同じ。) にお いて職員が受けるべき給料の月額及び扶 養手当の月額並びにこれらに対する地域 手当の月額の合計額とする。

#### で・の (器)

(期末手当の支給制限)

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該第二十三条の二 次の各号のいずれかに該 当する者には、前条第一項の規定にかかわ (第四号に掲げる者にあつては、その支給 を一時差し止めた期末手当)は、支給しな <u>`</u> د

# ( 盤 )

- 二 基準日から当該基準日に対応する支 給日の前日までの間に地公法第二十八 条第四項の規定により失職した職員
- 三 基準日前一箇月以内又は基準日から 三 基準日前一箇月以内又は基準日から 当該基準日に対応する支給日の前日ま での間に離職した職員(前二号に掲げる 者を除く。) で、その離職した日から当 該支給日の前日までの間に禁錮以上の 刑に処せられたもの
- 四 次条第一項の規定により期末手当の 支給を一時差し止める処分を受けた者 (当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し 禁錮以上の刑に処せられ たもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第二十三条の三 県委員会又はその委任を第二十三条の三 県委員会又はその委任を

く。)についても、同様とする。

#### ひ・の (巻)

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれそ|4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれそ の基準日現在(退職し、又は死亡した職員 の基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあつては、退職し、若 しくは失職し、又は死亡した日現在。附則 第十二 頃第 五 中 に 投い て 同 じ。 ) に ない て 職員が受けるべき給料の月額及び扶養手 当の月額並びにこれらに対する地域手当 の月額の合計額とする。

#### 5・6 (器)

(期末手当の支給制限)

当する者には、前条第一項の規定にかかわ らず、当該各号の基準日に係る期末手当」らず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第四号に掲げる者にあつては、その支給 を一時差し止めた期末手当)は、支給しな <u>`</u> د

#### ( )

- 二 基準日から当該基準日に対応する支 給日の前日までの間に地公法第二十八 条第四項の規定により失職した職員(地 公法第十六条第一号に該当して失職し た職員を除く。)
- 当該基準日に対応する支給日の前日ま での間に離職した職員 (前二号に掲げる 者を除く。) で、その離職した日から当 該支給日の前日までの間に禁錮以上の 刑に処せられたもの
- 四 炊条第一項の規定により期末手当の 支給を一時差し止める処分を受けた者 (当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し 禁錮以上の刑に処せられ たもの

(期末手当の支給の一時差止め)

受けた者は、支給日に期末手当を支給する 受けた者は、支給日に期末手当を支給する

こととされていた職員で当該支給日の前 日までに離職したものが汝の各号のいず れかに該当する場合は、当該期末手当の支 給を一時差し止めることができる。

離職した日から当該支給日の前日ま での間に、その者の在職期間中の行為に 係る刑事事件に関して、その者が起訴 (当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以 上の刑が定められているものに限り、刑 事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一 号)第六編に規定する略式手続によるも のを除く。第三項において同じ。) をさ れ、その判決が確定していない場合

### 1) (盤)

2 

- 3.県委員会又はその委任を受けた者は、1.3.県委員会又はその委任を受けた者は、1. 時差止処分について、次の各号のいずれか に該当するに至った場合には、速やかに当 該一時差止処分を取り消さなければなら ない。ただし、第三号に該当する場合にお いて、一時差止処分を受けた者がその者の 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 現に逮捕されているときその他これを取 り消すことが一時差止処分の目的に明ら かに反すると認めるときは、この限りでな
  - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時 差止処分の理由となった行為に係る刑 事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ なかつた場合

11・11 (2)

4~の (器)

(勤勉手当)

第二十四条 勤勉手当は、六月一日及び十二第二十四条 勤勉手当は、六月一日及び十二 月一日(以下この条及び附則第十二項第六 号においてこれらの日を「基準日」とい

こととされていた職員で当該支給日の前 日までに離職したものが次の各号のいず れかに該当する場合は、当該期末手当の支 給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日ま での間に、その者の在職期間中の行為に 係る刑事事件に関して、その者が起訴 (当該起訴に係る犯罪について 禁錮以 上の刑が定められているものに限り、刑 事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一 号)第六編に規定する略式手続によるも のを除く。第三項において同じ。) をさ れ、その判決が確定していない場合

#### 1) (盤)

C) 

- 時差止処分について、次の各号のいずれか に該当するに至った場合には、速やかに当 該一時差止処分を取り消さなければなら ない。ただし、第三号に該当する場合にお いて、一時差止処分を受けた者がその者の 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 現に逮捕されているときその他これを取 り消すことが一時差止処分の目的に明ら かに反すると認めるときは、この限りでな
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時 差止処分の理由となった行為に係る刑 事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ なかつた場合

1]・11] (2)

4~の (器)

(勤勉手当)

月一日(以下この条及び附則第十二項第六 号においてこれらの日を「基準日」とい 心。) にそれがれ在職する職員に対し、数 ○。) にそれがれ在職する職員に対し、数 育長が定める期間における人事評価の結─ 育長が定める期間における人事評価の結 果及び基準日以前六箇月以内の期間にお一果及び基準日以前六箇月以内の期間にお ける勤務の状況に応じて、それぞれ基準日 の属する月の規則で定める日に支給する。 これらの基準日前一箇月以内に退職し、又 は死亡した職員(規則で定める職員を除 く。) にしこわも、回藤とする。

則で定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、支給する勤勉手当の額 の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総 額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超え てはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当 該職員がそれぞれその基準日現在(退職 し、又は死亡した職員にあつては、退職 し、又は死亡した日現在。次項及び附則 第十二 頃 箫 六 号 に ない て 同 じ 。 ) に な い て受けるべき扶養手当の月額及びこれ に対する地域手当の月額の合計額を加 算した額に百分の九十二・五を乗じて得 た額の総額

1) (盤)

8 0 0 (盤)

(矢職をの結ゆ)

雅川十然 (器)

2~2 (器)

|7 第二項、第三項又は第五項に規定する職|7 第二項、第三項又は第五項に規定する職 三条第一項に規定する基準日前一箇月以 内に退職し、又は死亡したときは、同項の 規定により規則で定める日に、当該各項の 例による額の期末手当を支給することが できる。ただし、規則で定める職員につい ては、この限りでない。

ける勤務の状況に応じて、それぞれ基準日 の属する月の規則で定める日に支給する。 これらの基準日前一箇月以内に退職し、若 しくは地公法第十六条第一号に該当して 地公法第二十八条第四項の規定により失 職し、又は死亡した職員(規則で定める職 員を除く。) についても、同様とする。

2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規 2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規 則で定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、支給する勤勉手当の額 の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総 額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超え てはならない。

> 一 前項の職員のうち再任用職員以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当 該職員がそれぞれその基準日現在 (退職 し、若しくは失職し、又は死亡した職員 にあつては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。汝項及び附則第十 二項第六号において同じ。) において受 けるべき扶養手当の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額を加算し た額に百分の九十二・五を乗じて得た額

の総額

11 (盤)

8 ~3 (盤)

(矢職 布 の 怨 中)

第二十条 (路)

2~2 (器)

員が、当該各項に規定する期間内で第二十一員が、当該各項に規定する期間内で第二十 三条第一項に規定する基準日前一箇月以 内に退職し、若しくは地公法第十六条第一 号に該当して地公法第二十八条第四項の 規定により失職し、又は死亡したときは、 同項の規定により規則で定める日に、当該 各項の例による額の期末手当を支給する ことができる。ただし、規則で定める職員 については、この限りでない。

∞ (盤) ( 盤)

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第六条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

#### 띰 改 送

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職 手当の支給制限)

第十二条 退職をした者が汝の各号のいず第十二条 退職をした者が汝の各号のいず れかに該当するときは、県委員会は、当該 退職をした者(当該退職をした者が死亡し たときは、当該退職に係る一般の退職手当 等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職 の職務及び責任、当該退職をした者の勤務 の状況、当該退職をした者が行った非違の 内容及び程度、当該非違に至った経緯、当 該非違後における当該退職をした者の言 動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の 程度並びに当該非違が公務に対する信頼 に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職 手当等の全部又は一部を支給しないこと とする処分を行うことができる。

#### ( 密)

二 地方公務員法第二十八条第四項の規 定による失職又はこれに準ずる退職を した者

#### $\omega \cdot \omega$ (盤)

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 退職をした者が汝の各号のいず第十三条 退職をした者が汝の各号のいず れかに該当するときは、県委員会は、当該 退職をした者に対し、当該退職に係る一般 の退職手当等の額の支払を差し止める処 分を行うものとする。

職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴 に係る犯罪について禁錮以上の刑が定 められているものに限り、刑事訴訟法

#### 出 淵 致

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職 手当の支給制限)

れかに該当するときは、県委員会は、当該 退職をした者(当該退職をした者が死亡し たときは、当該退職に係る一般の退職手当 等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職 の職務及び責任、当該退職をした者の勤務 の状況、当該退職をした者が行った非違の 内容及び程度、当該非違に至った経緯、当 該非違後における当該退職をした者の言 動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の 程度並びに当該非違が公務に対する信頼 に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職 手当等の全部又は一部を支給しないこと とする処分を行うことができる。

#### ( )

二 地方公務員法第二十八条第四項の規 定による失職 (同法第十六条第一号に該 当する場合を除く。)又はこれに準ずる 退職をした者

#### ひ・の (器)

(退職手当の支払の差止め)

れかに該当するときは、県委員会は、当該 退職をした者に対し、当該退職に係る一般 の退職手当等の額の支払を差し止める処 分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴 に係る犯罪について禁錮以上の刑が定 められているものに限り、刑事訴訟法

( 昭 足 二 十 三 年 法 律 策 石 三 十 一 中 ) 第 六 | 編に規定する略式手続によるものを除 く。以下同じ。) をされた場合において、 その判決の確定前に退職をしたとき。

#### 11 (盤)

### 2~4 (磊)

よる支払差止処分を行つた後、次の各号の いずれかに該当するに至った場合には、速 やかに当該支払差止処分を取り消さなけ ればならない。ただし、第三号に該当する 場合において、当該支払差止処分を受けた 者がその者の基礎在職期間中の行為に係 る刑事事件に関し現に逮捕されていると きその他これを取り消すことが支払差止 処分の目的に明らかに反すると認めると きは、この限りでない。

### ( 密 )

二 当該支払差止処分を受けた者につい て、当該支払差止処分の理由となった起 訴又は行為に係る刑事事件につき、判決 が確定した場合(禁錮以上の刑に処せら れた場合及び無罪の判決が確定した場 合を除く。)又は公訴を提起しない処分 があつた場合であつて、次条第一項の規 定による処分を受けることなく、当該判 決が確定した日又は当該公訴を提起し ない処分があった日から六月を経過し た場合

# 11] (盤)

### 

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合) 等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退第十四条 退職をした者に対しまだ当該退 職に係る一般の退職手当等の額が支払わ れていない場合において、次の各号のいず れかに該当するときは、県委員会は、当該 退職をした者(第一号又は第二号に該当す)

(昭在二十川年浜御第百川十一中) 第六 偏に規定する略式手続によるものを除 く。以下同じ。) をされた場合において、 その判決の確定前に退職をしたとき。

#### 11 (2)

# ひ~4 (磊)

5 県委員会は、第一項又は第二項の規定に 県委員会は、第一項又は第二項の規定に よる支払差止処分を行つた後、次の各号の いずれかに該当するに至った場合には、速 やかに当該支払差止処分を取り消さなけ ればならない。ただし、第三号に該当する 場合において、当該支払差止処分を受けた 者がその者の基礎在職期間中の行為に係 る刑事事件に関し現に逮捕されていると きその他これを取り消すことが支払差止 処分の目的に明らかに反すると認めると きは、この限りでない。

#### 1

二 当該支払差止処分を受けた者につい て、当該支払差止処分の理由となった起 訴又は行為に係る刑事事件につき、判決 が確定した場合(禁錮以上の刑に処せら れた場合及び無罪の判決が確定した場 合を除く。)又は公訴を提起しない処分 があつた場合であつて、次条第一項の規 定による処分を受けることなく、当該判 決が確定した日又は当該公訴を提起し ない処分があった日から六月を経過し た場合

### 11 (盤)

### の~ 5 (帯)

(退職後 禁錮以上の刑に処せられた場合 等の退職手当の支給制限)

職に係る一般の退職手当等の額が支払わ れていない場合において、次の各号のいず れかに該当するときは、県委員会は、当該 退職をした者(第一号又は第二号に該当す る場合において、当該退職をした者が死亡 る場合において、当該退職をした者が死亡

したときは、当該一般の退職手当等の額の 支払を受ける権利を承継した者)に対し、 第十二条第一項に規定する事情及び同項 各号に規定する退職をした場合の一般の 退職手当等の額との権衡を勘案して、当該 一般の退職手当等の全部又は一部を支給 しないこととする処分を行うことができ

一 当該退職をした者が刑事事件(当該 退職後に起訴をされた場合にあって は、基礎在職期間中の行為に係る刑事 事件に限る。) に関し当該退職後に禁 <u>題</u>以上の刑に処せられたとき。

20 (格)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に第十五条 退職をした者に対し当該退職に 保る一般の退職手当等の額が支払われた 後において、次の各号のいずれかに該当す るときは、県委員会は、当該退職をした者 に対し、第十二条第一項に規定する事情の ほか、当該退職をした者の生計の状況を勘 案して、当該一般の退職手当等の額(当該 退職をした者が当該一般の退職手当等の 支給を受けていなければ第十条第三項又 は第六項の規定による退職手当の支給を 受けることができた者(炊条及び第十七条 において「朱業手当受給可能者」という。) であった場合にあっては、これらの規定に より算出される金額(次条及び第十七条に おいて「失業者退職手当額」という。)を 除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処 分を行うことができる。

当該退職をした者が基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上 の刑に処せられたとき。

1]・11] (盤)

2~0 (容)

(退職手当受給者の相続人からの退職手)

したときは、当該一般の退職手当等の額の 支払を受ける権利を承継した者)に対し、 第十二条第一項に規定する事情及び同項 各号に規定する退職をした場合の一般の 退職手当等の額との権衡を勘案して、当該 一般の退職手当等の全部又は一部を支給 しないこととする処分を行うことができ

一 当該退職をした者が刑事事件(当該 退職後に起訴をされた場合にあって は、基礎在職期間中の行為に係る刑事 事件に限る。)に関し当該退職後に禁 題以上の刑に処せられたとき。

1]・11 (盤)

ひ~の (器)

(退職をした者の退職手当の返納)

係る一般の退職手当等の額が支払われた 後において、汝の各号のいずれかに該当す るときは、県委員会は、当該退職をした者 に対し、第十二条第一項に規定する事情の ほか、当該退職をした者の生計の状況を勘 案して、当該一般の退職手当等の額(当該 退職をした者が当該一般の退職手当等の 支給を受けていなければ第十条第三項又 は第六項の規定による退職手当の支給を 受けることができた者(炊条及び第十七条 において「朱紫手当受給可能者」という。) であった場合にあっては、これらの規定に より算出される金額(炊条及び第十七条に おいて「失業者退職手当額」という。)を 除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処 分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上 の刑に処せられたとき。

1]・11 (盤)

27~20 (器)

(退職手当受給者の相続人からの退職手

当相当額の終亡)

無十カペ (器)

2・6 (器)

六月以内に基礎在職期間中の行為に係る 六月以内に基礎在職期間中の行為に係る 刑事事件に関し起訴をされた場合におい て、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処 せられた後において第十五条第一項の規 定による処分を受けることなく死亡した ときは、県委員会は、当該退職手当の受給 者の死亡の日から六月以内に限り、当該退 職手当の受給者の相続人に対し、当該退職 をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上 の刑に処せられたことを理由として、当該 一般の退職手当等の額(当該退職をした者 が失業手当受給可能者であつた場合にあ つては、失業者退職手当額を徐く。)の全 部又は一部に相当する額の納けを命ずる 処分を行うことができる。

当相当額の納付)

継十カペ (器)

2・6 (器)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から|4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 刑事事件に関し起訴をされた場合におい て、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処 せられた後において第十五条第一項の規 定による処分を受けることなく死亡した ときは、県委員会は、当該退職手当の受給 者の死亡の日から六月以内に限り、当該退 職手当の受給者の相続人に対し、当該退職 をした者が当該刑事事件に関し 禁錮以上 の刑に処せられたことを理由として、当該 一般の退職手当等の額(当該退職をした者 が失業手当受給可能者であつた場合にあ つては、失業者退職手当額を徐く。)の全 部又は一部に相当する額の納けを命ずる 処分を行うことができる。

 $\mathbb{C} \sim \infty$  (帮) で~∞ (帯) (公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改 円)

第七条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和 元年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

> 致 正 後

(期末手当)

第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一 日(以下「基準日」という。) にそれぞれ 住職する職員(規則で定める職員を除く。) に対して、それぞれ基準日の属する月の規 則で定める日に支給する。これらの基準日 前一月以内に退職し、又は死亡した職員 (規則で定める職員を除く。)についても、 同様とする。

( 24)

致 

(期末手当)

( 24)

日(以下「基準日」という。) にそれぞれ 在職する職員(規則で定める職員を除く。) に対して、それぞれ基準日の属する月の規 則で定める日に支給する。これらの基準日 前一月以内に退職し、若しくは法第十六条 第一号に該当して法第二十八条第四項の 規定により失職し、又は死亡した職員(規 則で定める職員を除く。) についても、同 様とする。

第三章 企業庁関係

(企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第八条 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第 大十二号)の一部を炊のように牧正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

#### 띰 改 浽

띰 改

(期末手当)

第十五条 期末手当は、六月一日及び十二月第十五条 期末手当は、六月一日及び十二月 一日(以下この条においてこれらの日を 「基準日」という。)にそれぞれ在職する 職員の在職期間に応じて、基準日の属する 月の管理者が定める日に支給する。これら の基準日前一月以内に退職し、又は死亡し た職員で管理者が定めるものについても 同様とする。

( 動 勉 手 当 )

第十六条 動勉手当は、六月一日及び十二月第十六条 動勉手当は、六月一日及び十二月 一日(以下この条においてこれらの日を 「基準日」という。)にそれぞれ在職する 職員に対し、管理者が別に定める期間にお ける人事評価の結果及び基準日以前六箇 月以内の期間における勤務の状況に応じ、 かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮 して、基準日の属する月の管理者が定める 日に支給する。これらの基準日前一月以内 に退職し、又は死亡した職員で管理者が定 めるものにしいても同様とする。

( 逍 麓 宇 当 )

| 無十九条 (器)

2 退職をした者が汝の各号のいずれかに2 退職をした者が汝の各号のいずれかに

(期末手当)

一日(以下この条においてこれらの日を 「基準日」という。)にそれぞれ在職する 職員の在職期間に応じて、基準日の属する 月の管理者が定める日に支給する。これら の基準日前一月以内に退職し、若しくは地 方公務員法第十六条第一号に該当して同 法第二十八条第四項の規定により失職し、 又は死亡した職員で管理者が定めるもの についても厄藤とする。

(勤勉手当)

一日(以下この条においてこれらの日を 「基準日」という。)にそれぞれ在職する 職員に対し、管理者が別に定める期間にお ける人事評価の結果及び基準日以前六箇 月以内の期間における勤務の状況に応じ、 かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮 して、基準日の属する月の管理者が定める 日に支給する。これらの基準日前一月以内 に退職し、若しくは地方公務員法第十六条 第一号に該当して同法第二十八条第四項 の規定により失職し、又は死亡した職員で 管理者が定めるものについても同様とす  $\omega$   $^{\circ}$ 

( 遵 斄 手 油 )

無十カペ (器)

該当するときは、管理者は、当該退職を 該当するときは、管理者は、当該退職を した者に対し、当該退職に係る退職手当 した者に対し、当該退職に係る退職手当 の全部又は一部を支給しないこととする| の全部又は一部を支給しないこととする

ことができる。	ことができる。
( ) ( )	(盤)
二 地方公務員法第二十八条第四項の規	二 地方公務員法第二十八条第四項の規
定により失職した者	定により失職(同法第十六条第一号に該
	当する場合を除く。) した者
11 (盤)	11 (盤)
∞~ <sup>1</sup> 23 (22)	8 ~ 8 ( 2 2 )

宝 宝

今和二年四月一日から施行する。この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第四条及び第七条の規定は、

り 日 忽	<u></u>	
別表第一 (第二条関係)	別表第一 (第二条関係)	_
手数料を徴 手数料の 手数料の		
収する事務 名称 金額	頃 収する事務 名称 金額	
' ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(2) (2) (2) (2)	
111 144	111 144	
H +	H +	
H 6	H 6	
十日	十日	
三百建築物の工建築物工別表第二	三百建築物のエ建築物エ別表第一	T
五十ネルギー消水ルギー十四に定	五 十 末 十 四 に 十 四 に 1 1	뉜
五の費性能の向消費性能める一棟	五の費性能の向消費性能める金額	臣
十五 上に関する向上計画当たりの	十五 上に関する向上計画 ( 建 築 4	\$
法律 (以下) 認定申請 金額 (法第	按 律 第 二 十 認 定 申 請 の エ 々 が	7
の頃におい手数料 二十九条	九条第一項手数科 ギー消費	ĮĮ(
て [ 抵 ] と 5 無 三 風 に	の規定に基性能の点	Ĩ
<u> </u>	グ く 悪 繁 物 日 に 関 寸	6
九条第一項 申請建築	日本 一	R
の規定に基物が次に	活 數 牲 怨 但	R
でく 建築 物 関 で る 場 げ る 場		於
1 米 イ 氷 一	<ul><li>(型)</li><li>(型)</li><li>(型)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li><li>(可)</li></ul>	
消費性能向する場合	対する審査 田田 次を	
十     車       1     1       1     1       2     1       3     1       4     1       5     1       6     1       7     1       8     1       9     1       1     1       1     1       2     1       2     1       3     1       4     1       5     1       6     1       7     1       8     1       9     1       1     1       1     1       1     1       1     1       2     1       2     1       3     1       4     1       5     1       6     1       7     1       8     1       9     1       1     1       1     1       1     1       1     1       2     1       2     1       3     1       4     1       5     1       6     1       7<	る場合で	
定の申請には、それぞ	は、別表類	
対する審査れ次に定	+ 1 2 #	
める金額	める金額	
を加算し	(	
(1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	係る悪寒	
	物が悪寒	
		R

する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正三重県手数料条例(平成十二年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例

띰

溪

# 三重県条例第十九号

三重県知事 鈴 木 英 敬

玖

끰

淙

뭉

外

令和元年十月二十五日

致

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

1 1		1
		大 条 の 三
	111 + 4	第一項と
	無 11	だし書の
	<u>の                                    </u>	特 定 構 造
	<u> </u>	計算選票
	申 田 炎	又は特定
	ある 撃	増 改 築 構
	<u> </u>	担 計 萬 茧
	<u> </u>	準に適合
	1 2 世	するかど
	める 領	うかを同
	類	頃ただし
	<u> </u>	書の建築
	<u> 田 刊 以</u>	主事が審
	係る申	査をする
	<u> </u>	場合にあ
	物が悪	っては、建
	<b>聚                                    </b>	楽物ごと
	<b>滋 箫 </b>	に、別表第
	<del>≪</del> € 11]	十 🛮 無 📗
	<u>無 1 暦</u>	号に定め
	4 だ 2	る金額を
	<b>帯の</b>	加算した
	世	金額)を加
	計 輝 琳	算した金
	選 又 は	厂
	李 紀 増	
	<u> </u>	
	担 計 算	
	選 準 に	
	適合す	
	N 2 2	
	らかを	
	同頃た	
	だし書	
	の悪寒	
	主事が	
	審査を	
	する諸	

	<del>4</del>		
	<u>何</u> <u></u>		
	予に党		
	める 金		
	剱		
三百建築物の工建築		三百建築物の工事	
五 十 末 九 洋 一 消 末 九			イルギー十五 に 定
五の費性能の向消費		五の費性能の向巡	
十六 上に関する向上		十六 上に関する[4]	
法律 (以下こ変更		按 帶 第 三 十 点	
の項におい申請	手数加える建	一、条第一点	H 請手数 デー消費
ト「紙」かる	楽物につ	の規定に基	
で。) 継川十	いては、別	グく連業物	上 に 関 す
一、条第一点	表 第 二 十	H * 5 # -	る法律第
の規定に基	四) に定め	消費性能向	111 + 1 4
グく篳篥物	る一棟当	上計画の変	第二項に
H * > # -	たりの金	更の認定の	おいて筆
消費性能向	額(渋第二	申請に対す	用する同
上計画の変	十九条第	る審査	浜 第 三 十
更の認定の	三項に規		条 第 二 項
申請と対す	定する申		の規定に
る審査	請建築物		よる申田
	が次に掲		がある場
	げる場合		合には、別
	に該当す		表 第 十 一
	る場合に		に定める
	あっては、		金額(申請
	それぞれ		に係る建
	次に定め		築物が建
	る金額を		築 基 準 法
	加算した		第六条の
	金額)を合		三第一点
	算して得		ただし書
	た麓		の特定構
	→ 第 継		造 計 算 基
	111 + 1		準又は特
	<b>然                                    </b>		定增改築
	頃 に お		構造計算

<u> </u>	基準に適
用中心	合するか
郑 辉 川	どうかを
十	同項ただ
11 暦 6	し書の建
規定に	築主事が
<u> </u>	審査をす
田があ	る場合に
る影句	あっては、
翌 桜	建築物ご
無十二	とに、別表
<u>に 紙 め</u>	無十回 無
る金額	一号に定
<u> 76</u>	める金額
田田以	を加算し
係る申	た金額)を
龍 ປ 粱	加算した
物が建	<b>④ 盤)</b>
<del>郑 解 </del>	
<del>KK</del> 6 111	
無一層	
ただし	
# 6 歩	
世	
計 輝 棋	
<u> </u>	
李 紀 聖	
<u> </u>	
担 計 陣	
選 準 と	
適合を	
N É Ž	
10 & M	
同項と	
だ シ m	
6 類 繁	
田事 窓	
審 街 名	

						<u> </u>									
	H H + ~	六三七の十百		(盤)	(	(智)			三五五十~百十	M 大三七の十百		(盤)	(智)	(智)	
	備考		(	)					備	桁	(	)			
別	表 第	1	十回	(建築	物のエネグ	于一消費:	紅岩	교 교	表:	無11	十回	(建築物	: 6 H 本 之 ;	于一消費は	出記
				○ 恒 -	上に関する法	伝律に基、	ς \	/				6個上	に関する生	4律に基づ	~
				建築	物エネルギー	- 消費性	温 但	Ξ΄				建築物	エネルギー	- 消費性能	吊佢
				上計画	回認定申請手	茶菜						上計画	訟定申請手	茶菜	
	1	₩.	完	場合					1	世	他の	- 小郷			_
					一棟当たら	りの手数型	<u>+</u>						一件当たら	りの手数数	<u> </u>
					64	※ 類							6 4	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
					申請に係っ	るその街	8						申請に係っ	るその色	3
					建 築 物 工 4								建築物工		
					イギー消費								ルギー消費	阿	
					推 指 向 上 🛎								性語向上	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
					面が、建築								面が、建筑		
					物のエネ								物のエネ		
					ギー消費は	`							学一消費品		
					<b>語の恒山</b> 7								語の向上に		
					関する法律								関する法法	#	
		$ \times $		尔	新 III 十 來 \$								第111十条		
					一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一								一面各号		
					掲げる基準								掲げる基準		
					又はこれ								又はこれ・		
					同等の基準								同等の基準		
					に適合する								に適合する		
					ものとし								ものとし		
					知事が別に	7							知事が別!	7	

4年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年		人 百田 一 万 七 ( 略)	等 住 共	巨人	金尔 中		H も な け ち に B を な 乗 ま の の の の か な な が が が が が が が が が が が が が が が が が	人 三 万 ( 略)
も父え戸桜甲の丁田を次離		五 五 四 日 二 二				も父え戸数甲一の下田をが諸様の下田をが諸様の戸超一戸の		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
	百 日 日 万 七 万 十 万 十 万	人 百 日 四 日			1		百円 一 万 七 十 三	人百円十万四千
の下五次戸数甲のゴニを次請	百 日 万 人 千	十 日 日 日 日 万 万 七 七 万			1	ト 五 え 万 岁 数 甲の 万 二 か か が 詰っ 以 十 超 十 戸	百 日 円 万 八 十 九	十五 百 日 十 日 万 七
以五を十巻下十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		十 七 日 日 一 七 万			1	由を十数 甲 一 の 十 超 田 が 間 は 計 瀬 浦 瀬 川 に ア コ に コ の	百円四万八十四	十九百円 二十一万

		÷ €		
		の戸超十数甲も以え戸が請の下百をHF	百円八万六千八	十 八 三 十 万 三
			四百日十三万七十	<ul><li>十 出 田 田</li><li>日 十 一 万</li></ul>
			大百円十七万三千	氏 九十十十日 五十二万百
		も超口数甲の次可以所以の次可以	百円十八万五千	円三千六百六十三万
羅 裄	(盤)	(盤)	(盤)	(盤)

# 二 非住宅建築物の場合

	1	棋	訓4	N 5	5 6	#	数:	致 (	S 4	$\mathbb{H}$
					額					
	#	## 1111	$\lesssim$		₩ E	3 ∉	<u> </u>	滑	ĮП	
	庥	N	麒	₩	州正 1111年	N	4	밅	$\preceq$	*
	辮	<b>A</b>	Н	級	N	世	0	111111111111111111111111111111111111111	匍	平
	$^{\!$	$\stackrel{\textstyle >}{\sim}$	#	毲	<b>A</b>	Н	洪	$\approx$	4	2

		以	۲	6									
		Ę,	0										
		1	棋	6	$\vee$	万	1<	+	$\prec$	111	+	万	111
		#		IL	川	田				+	$\leq$	回	田
		数	ŽŽ,	用									
		+		1H									
		超	え	Ш									
		IL	以	<del> </del>									
		6	<b>₽</b>	6									
		1	棋	6	+	111	R	7	+	回	+	1	万
		₩		IL	囙	Ш	田			+	田	Ш	田
		数	ŽŽ	Ш									
			4H										
		νK	1 1	Ш									
		IL	以	<del> </del>									
		W	<b>₩</b>	6									
		1	棋	6	+	4	万	111	+	王	+	111	万
		#	灩		1<	Ш	田			九	+	1<	回
		数	Ž,	1 1						田			
		回		₩									
		軺	νK	111									
		回		$\preceq$									
		1	6	÷									
		6											
		1	棋	6	+	$\prec$	円	田	+	1<	+	111	田
		₩			回	田				111	+	1<	回
		燅	Žž	111						田			
		回		₩									
		超	爻	N									
		<del>,</del>	6										
	(盤)	(	盤	)		(	盤	)			( \	生)	
<b></b> 無													
1 1 - 111	一 非生宅建築物の場合												

# 一非住宅建築物の場合

1	一件当たりの手数料の金								
				落画	í				
<b>⊞</b>		N		W (	3 ∉	] 6	鄵	ĮΠ	
庥	10	世	-⊞-		N	4		$\vec{\sim}$	*
粼	極	Н	涨	N	實	6	盐	用	大
$\kappa$	$\stackrel{\textstyle \sim}{\sim}$	#	毲	<b>A</b>	Н	洪	IJ	4	2

		_	誤	黄	$^{\!$	$\stackrel{\textstyle >}{\sim}$	半	盐	笛	HU	H
		軐	4표 고기	叵	—	誤	實	4	<del>ب</del>	6	p
		4	111111111111111111111111111111111111111	画	靯	4m 717	恒	£	10	鄵 <	(II
		79%	、剰	鍬	4	111111111111111111111111111111111111111	画				
		柳	6	Н	γž	、剰	紭				
		$\kappa$	$\stackrel{\textstyle >}{\sim}$	#	柳	6	Н				
		—	誤	曹	$\kappa$	$\stackrel{\textstyle >}{\sim}$	#				
		缸	4⊞ 7171	6	—	無	貫				
		垣	긔	IJ	靯	4m 7171	6				
		黑	to	10	垣	긔	IJ				
		洪	锤	無	黑	to	N				
		111	+	₩	洪	無	無				
1×1	尔	無	1	严	111	+	₩				
		夲	中	IJ	無	1	严				
		軺	5	10	無	1	甲				
		革	無	$\bowtie$	6	撰	定				
		は	, J	£	긷	基	7				
		ىد	<u>[</u>	糠	HU	定	S				
		0	基	舞	2	7	4				
		2	澚	⟨□	頭	■	₹,				
		to	N	₩	計	甲	书				
		6	Ŋ	ے	洪	r	<i>¥</i> €				
		٢	幺	#	S	Y	母				
		ŽŽ.	別	N	빠	Ž,	別				
		定	S	N	N	定	S				
		半	洪	N	N	九	浜				
		4	2	技	77	4	2				
		紙	钓	碘		甲	HU				
		街	<i>1</i> %	应又	¥	た	₩				
		1	た	<b>₩</b>	6	r	₩				
		6	r	₩	NO	學學	I				
		NO !	影令	I							
(盤)	(盤)	(	(盤)	)		(盤)	)		( ≱	置)	
<b>無</b> 析 ( と )											

# 三複合建築物の場合

<u> × </u>	尔	額 棟当たりの手数料の金
(	(盤)	(盤)
備考	(盤)	

本名な   本   本   日   日   日   日   日   日   日   日	6 K
ト 消 費 ネ ル ギ 物 の エ 物 の エ が 、 建築 上 計 画性 胎 向 ある st	
ー 消 費 ネ ル ギネ ル ギ物 の エが、建築上 計 画	<i>₩</i>
- 消費ネルギネルギ物のエが、建築	
- 消費ネルギネルギ物のエ	
一 消 曹 ネ ル ギ	
向上に性能の	
関する向上に同うのが	
掲げる第一号を号に第一項	
基準又の規定	
はこれに基づ	
と同等を定め	
の基準られた	
に適合簡易な	
するも評価力	
のとし法であ	
て、日本で、日本	
が別に事が別	
定めるに定め	
方法にる方法	
より技により	
能 名 簿 階 値 れの	
査を受れたも	
けたものであ	
のである場合	
る場合	
(盤) (盤) (盤) (盤) (盤	[ ]
三 複合建築物の場合偏考 (略)	

区谷	額 併当たりの手数料の金
(	(盤)
徧考 (略)	

上計画変更認定申請手数料) 上計画変更認定申請手数料) 建築物エネルギー消費性能向 建築物エネルギー消費性能向の向上に関する法律に基づくの向上に関する法律に基づく別表第二十五(建築物のエネルギー消費性能

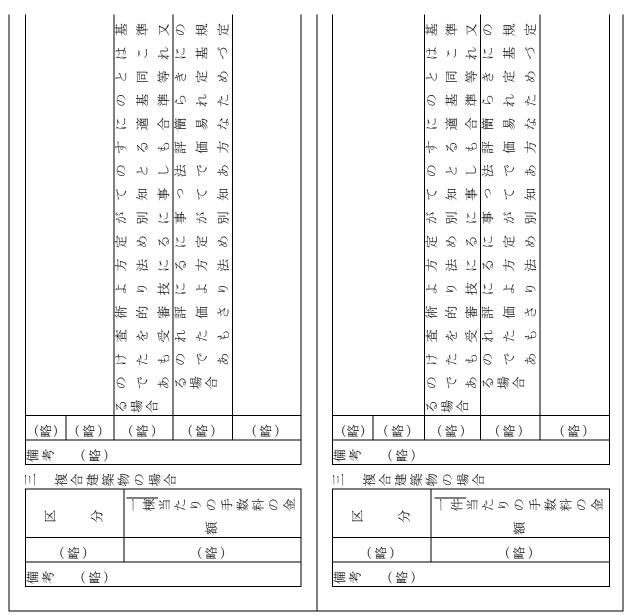
			1	111	11 O			
   住宅の場合	I	_ ,,,,,		<del>—</del> 1	H 6	- 報句		
	一棟当たり(	の手数型					一件当たり	
	の領責	<b></b>					の金	象
	申請に係る	4の色の					申請に係る	その色の
	建築物エネ	<sup>張</sup> 何					建築物工术	場 台
	ルギー消費						ルギー消費	
	推語向上計						性語向上計	
	面が、建築						面が、建築	
	物のエネル						物のエネル	
	ギー消費性						ギー消費性	
	能の向上に						能の向上に	
	関する法律						関する法律	
M &	第三十条第			$\times$		尔	第三十条第	
	一項各号に						一項各号に	
	掲げる基準						掲げる基準	
	又はこれと						又はこれと	
	同等の基準						同等の基準	
	に適合する						に適合する	
	ものとして						ものとして	
	知事が別に、						知事が別に、。。	
	定める方法						定める方法	
	により技術						により技術	
	的審查を受りまる。						的審查を受りまる。	
	けたもので						けたもので	
( MT )	ある場合	( MT )			/ V= \		ある場合	( MT )
(盤)	(盤)	(盤)	446		(盤)	1 1m/ 0	(盤)	(盤)
共 同住 厂申請厂		1 K < H	#	回任			111十日	1 K < H
住金部分数が一		九百円	#	孙煌		田 盂 ഥ		九百日
			華			数が一		
6						圧のも		
						6		
世 糯 工	大千円 1	ニ万八千				一棟の	大千円	ミアハチ
数だし		三百円				田淵耳		1111日日
戸を超						数が一		
						戸を超		

6万元 2 数 4         6万元 2 数 4         6万元 3 3 3 3 4 3 3 3 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3		1			1		1
A	以下の				关玉戸		
	₩6						
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1					₩6		
A	世體正	一万四百円	玉万四千			万四百円	五万四千
Note	数が玉		田田		# # [[		恒田
Note	戸を超				数が玉		
Note	え十戸				戸を超		
A	以下の				え十戸		
National State							
A							
1 日   1		1 15 11 11	11 lp 1/ L			15 JT 11 11	11 10 1/ 1
1							
1		땓ㅁ	1/ 严 ഥ			<u> </u>	1/ km IT
A							
A							
A							
A	F 6 40						
A   A   A   A   A   A   A   A   A   A	6				F 6 &		
1					6		
A   A   A   A   A   A   A   A   A   A	世霊山	ニ万九千円	+1 万八			一万九千円	+1 14 <
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	数が二		百円		田 龍 瓦		恒田
A	十月正				数が二		
Na	を超え				十用工		
Na					を超え		
N					用十匹		
N							
元   元   元   元   元   元   元   元   元   元							
N		丘で二十日	十 ½ 万 五 			1 F 1 1 F F	十六万五
「 以下							
「 以下			1 <del></del> LL				,
に以下 に 登起 を 対す 百円 を 対す 百円 申 請 戸 人 万 二 十 四 三 十 1 万 1 十 1 万 1 十 1 万 1 十 1 万 1 1 十 1 万 2 万 1 十 1 万 2 万 1 1 十 1 万 2 万 2 万 1 1 十 1 万 2 万 2 万 2 万 2 万 2 万 2 万 2 万 2 万 2 万							
「以下							
「 							
	数が百	垣田	九千五百			IE	九千五百
	戸を超		田		数が百		田
	え11 恒				戸を超		
					えこ百		
	6 % 6				戸以下		

		申 の下百超日数	も以口を		1	D 4		111 + 111 11 + 111 11 + 111	
		数が	111			1 \ 11	1	H H 111 H	
		超る百三日						田	
		њС	,						
	(盤)	(	1)		( }	鉴)		(盤)	
備老	(盤)	)							
11 #	住宅	選案	を (	2 型	<u> </u>	I			_
		1	世.	訓 4	たら	額の	∰≱	数料の金	
		#		۲J	N	6	₽	の 場 〈	ĺΠ
		淶	N	實	#		N.	上記以內	<u> </u>
		毲	極	Н	涨	N	锤	の評価士	R
		$\kappa$	$\stackrel{\textstyle \prec}{\scriptstyle \sim}$	#	涨	極	H	法により	2
		_	渠	貫	$\kappa$	$\stackrel{\textstyle >}{\sim}$	#	評価され	A L
		軐	智	恒	—	渠	重	たもので	ر:
		4	111111111111111111111111111111111111111	画	靯	4m 717	恒	ある場合	1
		ŠŽ.	、動	翐	겍	111111111	画		
		狗	0	Н	λš	)製	翐		
		$\star$	$\stackrel{\textstyle \sim}{\scriptstyle \sim}$	升	柳	6	Н		
		_	渠	貫	$^{\!$	$\stackrel{\textstyle \prec}{\scriptstyle \sim}$	#		
		軐	盌	0	_	넳	黄		
		恒	4	N	靯	型型	0		
		黑	4	10	垣	긔	$\lesssim$		
		浜	徙	紙	黑	4	8		
		111	+	₩	洪	無	無		
	欠	無	1	型	111	+	₩		
		夲	中	$\lesssim$		1	严		
		超	$\tilde{\Xi}$	K	無	1	Пþ		

		田 た					五十三百
		数が一	1 ]				田
		上三里	A				
		超える	ତ				
		₩6					
	(盤)	(盤)		( :	盤)		(盤)
備考	( 22 )						
11 #	在宝:	建築納	364	多合	I		
		1 3	世 ៕	たら	S 6	#	数料の金
					客頁	\	
		# #	語と	N	6	佃	の場合
		係っ	の建	<del></del>	##	77	上記以外
		翐 1	多 H	磔	N	世	の評価方
		K :	¥ }	継	<b>A</b>	Н	法により
		— ¾	汨 實	K	$\stackrel{\textstyle >}{\sim}$	#	評価され
		₹ <u>1</u> 4	温 恒	_	無	黄	たもので
		긔 ㅠ		靯	智力力	恒	ある場合
		R'	建築	4	111111111	国	
		<b>を</b>	S H	200	~世	鍬	
		* 3	4 4	<b>A</b>	6	Н	
		<u>—</u> శ్రీ	旧 實	K	$\stackrel{\textstyle >}{\sim}$	#	
		有 4	照 の	_	渠	黄	
		叵 -	니 !!	缸	価切刀	6	
		<b>墨</b> 4	6 K	垣	긔	ij	
		法金	伴 第	黑	4	K	
		111 -	<del>-</del> ₩	洪	#	無	
$\bowtie$	$\langle R \rangle$	無	1 齊	111	+	₩	
		<b>谷</b> □	マに	無	1	严	
		関い	りる	無	1	中	

			6 20 6
1	甲請戶十万四千百	11十八万	
144	数が二円	七十百円	日 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
1	日戸を		
P.	원 VZ 11		
1	日戸以		超光川
	~ C ~		
	S		
1	甲譜戶十一万千百	111 + 111 15	
		五十二百	
	日戸を	E	数が川田
	超える		
	₽ 6 		超 べ る
			₩ 6
)	(盤) (盤)	(盤)	(盤) (盤) (盤) (盤)
2 (			<b>電</b>
1#	建築物の場合		二 非住宅建築物の場合
	一棟当たりの手枠	※料の金	世当たりの手数料の金
	多		額
	申請にその他	の場合	申請にその他の場合
		上記以外	
	築物工係る建		
	ネルギ繁物エッ		



宝 宝

和元年法律第四号)の施行の日から施行する。この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

**长111** 

**KO11**<

三〇五人 

二五四人 

 $1 \leq 4 \leq$ 

九八人

 $101 \prec$ 

1 77 <

四〇人

( 24)

(盤)

(盤)

(盤)

(盤)

逶 亖 この条例は、今和元年十二月一日から施行する。

桑名市	<u>ニオナイ</u>
鈴鹿市	三十五十二
名張市	1 < 1 <
(	(盤)
<b>●</b> 日 <del> </del>	10114
(鉴)	(盤)
いなべ市	1084
志 摩 市	1814
(鉴)	(盤)
三重郡朝日町	110<
(盤)	(盤)
多気郡多気町	

げるとおりとする。 津市 津市 大〇九人 四日市市 四日市市 伊勢市 1110< 伊勢市 三八八人 松阪市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 ( 密) 亀山市 ( 魯) いなべ市 志摩市 ( 盤 ) 三重郡朝日町 (盤) 多気郡多気町 (盤) (盤) (盤)

げるとおりとする。

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例

띰 띰 改 溪 玜 温 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八) 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八 号) 第四条第一項の規定に基づき条例で定め号) 第四条第一項の規定に基づき条例で定め |る民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる||る民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる 市町の区域に応じ、それぞれ同表の下欄に掲市町の区域に応じ、それぞれ同表の下欄に掲

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正 やる。

正する。

三重県民生委員定数条例(平成二十六年三重県条例第九十二号)の一部を次のように改

三重県知事 鈴 木 英 敬

# 三重県条例第二十号

**令柜元年十月二十五**日

す。三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布しま

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴 木 英 敬

# 三重県条例第二十一号

三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

改正する。 三重県心身障害者扶養共済条例(昭和四十五年三重県条例第十号)の一部を次のように

する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

₱ KO °	
改 正 後	改 出
(年金管理者の指定等)	(年金管理者の指定等)
無十1一条 (魯)	無十川休 (器)
♡ (器)	02 (と)
ろ 次の各号のいずれかに該当する者は、年	3 次の各号のいずれかに該当する者は、年
金管理者となることができない。	金管理者となることができない。
一 年金の受領及び管理を適正に行うに	成年被後見人又は被保佐人
当たつて必要な認知、判断及び意思疎通	
を適切に行うことが困難な常况にある	
<del>/</del> / <del>/</del>	
二 破産手続開始の決定を受けて復権を	破産者であつて復権を得ないもの
<u> </u>	
4 (磊)	4 (磊)
(年金の支給停止)	(年金の支給停止)
第十四条 第十一条第一項の規定により年	第十四条 第十一条第一項の規定により年
金の給付を受ける権利(以下「年金受給権」	金の給付を受ける権利(以下「年金受給権」
という。)を有する心身障害者(以下「年	という。)を有する心身障害者(以下「年
金受給権者」という。)が次の各号のいず	金受給権者」という。) が汝の各号のいず
れかに該当する事由が生じたときは、その	れかに該当する事由が生じたときは、その
事由の生じた日の属する月の翌月からそ	事由の生じた日の属する月の翌月からそ
の事由の消滅した日の属する月の前月ま	の事由の消滅した日の属する月の前月ま
での間、年金の支給を停止するものとす	での間、年金の支給を停止するものとす
₩°°	10°°
1 (鉴)	(盤)
二 懲役又は <u>禁錮</u> の刑に処せられ、刑の執	二 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執
行を受けているとき。	行を受けているとき。
111 (隺)	11 (盌)

金宝

この条例は、今和元年十二月十四日から施行する。

今和元年十月二十五日三重県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

三重県知事 鈴 木 英 敬

# 三重県条例第二十二号

三重県立自然公園条例の一部を改正する条例

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正三重県立自然公園条例(昭和三十三年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

する。	
改 正 後	改 出
(指定認定機関)	(指定認定機関)
第十九条 (略)	第十七条 (路)
口 (智)	0 (2)
3 次の各号のいずれかに該当する者は、指	る 次の各号のいずれかに該当する者は、指
定を受けることができない。	定を受けることができない。
1 未成年者	一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
一心身の故障によりその認定関係事務	
を適確に行うことができない者として	
規則で定める者	
三 破産手続開始の決定を受けて復権を	11 破産者で復権を得ないもの
<u> </u>	
回 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公	三 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公
園法、自然環境保全法、この条例若しく	園法、自然環境保全法、この条例若しく
は三重県自然環境保全条例 (平成十五年	は三重県自然環境保全条例 (平成十五年)
三重県条例第二号)の規定により刑に処	三重県条例第二号)の規定により刑に処
せられ、その執行を終わり、又は執行を	せられ、その執行を終わり、又は執行を
受けることがなくなった日から起算し	受けることがなくなった日から起算し
て二年を経過しない者	て二年を経過しない者
	豆・戸 (~)
4~の (器)	4~の (
(指定認定機関に対する監督命令等)	(指定認定機関に対する監督命令等)
無二十川然 (器)	無二十川《 (魯)
2 知事は、指定認定機関が第十九条第三項	2 知事は、指定認定機関が第十九条第三項
各号 (第五号を除く。) のいずれかに該当	各号( <u>第四号</u> を除く。)のいずれかに該当
するに至ったときは、指定を取り消さなけ	するに至ったときは、指定を取り消さなけ
ればならない。	ればなつない。
∞・4 (磊)	∞・4 (磊)

医 图

この条例は、今和元年十二月十四日から施行する。

三重県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布します。 令和元年十月二十五日

> 三重県知事 鈴木菜敬

# 三重県条例第二十三号

三重県建築基準条例の一部を改正する条例

三重県建築基準条例(昭和四十六年三重県条例第三十五号)の一部を炊のように改正す

 $\mathcal{M}_{\circ}$ 

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

p	ん。			
	改 出	溆		改 圧
	(海屆空型)			(海屆別型)
無	十一《 ( )			無十一条 (磊)
2	前項に規定する空地の	9 奥行は、汝の表	2	20 前項に規定する空地の奥行は、次の表に
	定めるところによらなけ	いればならない。	_	定めるところによらなければならない。
	客席の床面積の合計	空地の奥行き		客席の床面積の合計 空地の奥行き
	耐火建築物			耐火 建 築 物
	又は法第二			又は耐火糖
	十七条無一			担 ປ
	項の規定に			(
	適合する特			七 朱 第 一 函

殊 建 築 物 ( その主要 構造部が法 二百平方人 メートル以上 - トル米に 該当するも のに限る。) である劇場 等 (以下 「耐 火劇場等」 カマシ。) (盤) (盤) (盤) (盤)

主要な出口の前面に歩廊、広間又はバルコ 劇場等(以下「耐火劇場等」という。)で ニーを避難上有効に設けるものに対して その用途に供する部分の主要な出口の前

の規定に適 合する特殊 建築物(特 定避難時間 二百平方人 倒壊等防止 - トル米に 建築物を除 へ。)をこ う。炊頃及 び第十九条 第一項にお いて同じ。) である劇場 (盤) (盤) (盤) (盤)

3 耐火劇場等でその用途に供する部分の3 耐火建築物又は耐火構造建築物である

は、第一項の規定は、適用しない。

(体性のこか)

部分の客席のいすは、次の各号に定めると ころにより設けなければならない。

#### ( 24)

二 各いすの間隔(いすの背がある場合に あつては前列いすの背面最先端からこ れに面する後列いすの背の部分又はそ の延長部分までの水平最短距離とし、い すの背がない場合にあつては前列いす の最後部から後列いすの最後部までの 水平投影距離とする。炊条において同 じ。)は、九十センチメートル以上とす ること。

(公衆谷場の贈造)

気又は熱気を使用して入浴するための室 をいう。 次項において同じ。) を二階に設 ける建築物は、耐火建築物、準耐火建築物 又は法第二十七条第一項の規定に適合す る特殊建築物としなければならない。

22~~ (器)

(木造等の長屋の構造)

物等(耐火建築物及び準耐火建築物を除 なければならない。

(共同住宅等の設置制限等)

解11十54 (器)

2 共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施 2 共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施

面に歩廊、広間又はベルコニーを避難上有 効に設けるものに対しては、第一項の規定 は、適用しない。

(体性のこか)

第十四条の二 劇場等のその用途に供する第十四条の二 劇場等のその用途に供する 部分の客席のいずは、次の各号に定めると ころにより設けなければならない。

二 各いすの間隔(いすの背がある場合に あつては前列いすの背面最先端からこ れに面する後列いすの背の部分又はそ の延長部分までの水平最短距離とし、い すの背がない場合にあっては前列いす の最後部から後列いすの最後部までの 水平投影距離とする。以下次条において 同じ。)は、九十センチメートル以上と やめいか。

(公衆谷場の賭造)

第十九条 公衆浴場の浴室又はサウナ室(蒸)第十九条 公衆浴場の浴室又はサウナ室(蒸 気又は熱気を使用して入浴するための室 をいう。汝項において同じ。)を二階に設 ける建築物は、耐火建築物等(耐火建築物) 耐火構造建築物、準耐火建築物又は特定避 難時間倒壞等防止建築物 (特定避難時間が 四十五分間以上であるものに限る。) をい う。第二十三条及び第二十四条第二項にお <u>いて同じ。)</u>としなければならない。

ひ~~ (器)

(木造等の長屋の構造)

第二十三条 長屋の用途に供する木造建築第二十三条 長屋の用途に供する木造建築 物等(耐火建築物等を除く。)は、炊の各 く。)は、次の各号に定めるところによら| 号に定めるところによらなければならな

(共同住宅等の設置制限等)

部11十日然 (器)

設等の用途に供する木造建築物等(耐火建) 設等の用途に供する木造建築物等(耐火建 薬物、準耐火建築物及び法第二十七条第二 薬物等を徐く。)は、その用途に供する部 項の規定に適合する特殊建築物を除く。) 分に、道路又は道路若しくは公共空地に通 は、その用途に供する部分に、道路又は道でる幅員一・五メートル以上の敷地内の空 路若しくは公共空地に通ずる幅員一・五メ 一トル以上の敷地内の空地に直接面するい。 窓を設けなければならない。

地に直接面する窓を設けなければならな

至 三

この条例は、公布の日から施行する。

今和元年十月二十五日三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

三重県知事 鈴 木 英 敬

#### 三重県条例第二十四号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

正する。三重県警察関係手数料条例(平成十二年三重県条例第二十二号)の一部を次のように改

する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

なければならない。 れ当該各号に定める種別の手数料を納める許可等を受けようとする者は、それぞう。)の規定に基づき、次の各号に掲げ人及び別表第九において「法」とい百五号。以下この条、別表第七、別表第

| ~ | | 十 | | ( 盤 )

証明書再交付手数枓 再交付を受けようとする者 運転経歴三第一項に規定する運転経歴証明書のいて「府令」という。)第三十条の十五年総理府令第六十号。別表第七にお二十四 道路交通法施行規則(昭和三十

11十月~11十く (盤)

ようとする者、特定任意講習手数料と条の六第二号に規定する講習を受けせにおいて「政令」という。)第三十年政令第二百七十号。次号及び別表第二十九、道路交通法施行令(昭和三十五

定任意高齢者講習手数料規定する講習を受けようとする者 特別十 政令第三十七条の六の二第一号に

(器) (金)

別表第七 (第八条関係)

| 手数料の | 区 分 | 手数料の

なければならない。れ当該各号に定める種別の手数料を納める許可等を受けようとする者は、それぞう。) の規定に基づき、次の各号に掲げ人及び別表第九において「法」とい百五号。以下この条、別表第七、別表第5人条 道路交通法(昭和三十五年法律第

| ~ | | 十 | | ( 盤 )

証明書再交付手数料再交付を受けようとする者 運転経歴王第一項に規定する運転経歴証明書の五年総理府令第六十号)第三十条の十二十四 道路交通法施行規則(昭和三十

1) 十 日 ~ 1) 十 く ( と)

る者 特定任意講習手数科第二号に規定する講習を受けようとす年政令第二百七十号)第三十七条の六二十九 道路交通法施行令(昭和三十五

とする者 特定任意高齢者講習手数料の二第一号に規定する講習を受けよう三十 道路交通法施行令第三十七条の六

111十1 (盤)

(聚) (金)

別表第七 (第八条関係)

手数枠の 区 分 手数枠の

種別										額
1 ~+										(盤)
(盤)										
+1	運	+	型	皿		(	器	)		(盤)
散 免	丰	重	<del>    </del>	免	洪	無	九	+	4	千九首円
試験	#	址	,	#	巛	6	1	無	1	
教학		型	Щ	重	祖	無	111	甲	×	
		₩	鈱	址	せ	無	Ħ	甲	N	
		×	せ	舞	潔	川	ے	٢	111	
		#	型		严	0	辩	定	0	
		重	<del>    </del>	免	興	Щ	46	区	1	
		址	$\lesssim$	庥	N	鄵	√□			
		N	試験	•		函	华	無	111	八百円
						+	111	巛	6	
						1<	6	1	紙	
						+	中	. <u> </u>	超	
						Ĭ	N	S	£	
						49	尊	7	2	
								6		
								盂		
								兼		
								10		
								۴		
								ζ.		
								衣		
								験		( V= )
		.151	MPI				~ ~			(盤)
			浬	ш. Ш.			~		17	(盤)
			は単							千九百円
			紅癜					号 無		
		1/0	作 睡	•				中市		
								7		
								近		
								冥		
						場上		HL./	~	
								無	111	八百円
								<b>然</b>		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
									<u>継</u>	

種 別										发百	Ŕ
1 ~+										( 🛚	Ξ)
(盤)											
+ 1	剰	¥	型	Щ		(	器	)		(   	Ξ)
転 免	揾	動	<del>    </del>	鈱	洪	紙	弋	+	4	千九	百円
試験	#	丰	′	+	₩	0	1	紙	1		
数料		型	1	重	酒	紙	111	中	$\bowtie$		
		₩	鈱	丰	は	紙	田	中	$\approx$		
		$\bowtie$	は	禁	潔	川	ے	٢	<u>1</u> =		
		#	型								
		動		鈱				区	1		
			$\approx$		20	率	⟨□				
		10°	紅盤	Ş							
							- と と と と と と と と と と と と と と と と と と と				<u> </u>
		淮	熳	Щ						(	
									71	于 ()	
			₩ 							1 +	1
			~ 紅盤						×		
			_					亭			
								٢			
								定			
					澚	Щ	₩	区	$\stackrel{\sim}{\sim}$		
					2	弾	ďП				
		1									

I			16 1 1 11		1	1				l
			べ 号 に 掲							
			げるやむ							
			を得ない							
			理由のた							
			め免許証							
			の更新を							
			受けるこ							
			とができ							
			なかった							
			る試験者に対す							
			(器)	( 1/1 )					( 1/4 )	( % )
4Hz	ĴuJ	第		(器)		1112	浜	無	(と)	(密)
١.	種 定		(路)	(番)		1	種		(と)	(盤)
	免		条の二第一法第九十七	一十 正 日		114			条の二第一法第九十七	
			頃第三号又後の二第一						項第三号又後の二第一	
			は第五号に呼簿三号ス						は第五号に呼第三号区	
	車		該当して同い第五号に			動作			該当して同い第五号に	
	<u>, m</u>		頃の規定の調引して同				· μη		項の規定の調告ので	
			適用を受けずる表げら						適用を受けずの表点の	
			る場合適用を受い						る場合通用を受い	
免 .			政令第三万数名				幸		る数~	
乗 5		Ē	十三条の	/ 油口			灣			
	1		大の二第 十三 <i>巻</i> 8				1			
		許事					免			
$\bowtie$	#	奉売	げるやむ			×	#\ #\	が 立って		
<u> </u>	免~	許	を得ない				免。	壮		
46	~1	( )	理由のた			4	71	2		
<i>ν</i> 2	0	以	め発料間の対対			72	0	以 「		
۲		一 旦	の更新を			1				
<u>ئ</u>	0	)	受けるこ			ت	0	)		
×	せ	$_{}$	とができ			×	Ħ	$\mathbb{K}$		
型	椞	殊	なかった			至	华	茶		
Ē	動	#	者に対す				動	<del>    </del>		
無	1 1	種	る試験			無	1	種		
妥	壮	批	(盤)	(盤)		纸		批	(盤)	(盤)
ے	$\checkmark$	17	· <del>-</del> /	\ <u>-</u> /		ے	$\vee$	t	· <del>_</del> /	, /
槲	<u>F</u>	チ				牵	<u> </u>	無		
1 1	種	免				1 1	種	鈱		

	<u>~</u> !]	•		
<b>る</b> :	紅盤	ş		
$\dot{\sim}$	型	椞	洪	第九十七千九百円
茶	Щ	重	₩	611年1
₩	鈱	丰	型	の規定の
$\bowtie$	せ	画	澚	用を受け
動	獭	ţ	NO !	野 包
Щ	摂	₩		政令第三 八百円
免	盂	긷		十111条6
庥	N	掹		大の二第
獭				六号に掲
				けるやむ
				を得ない
				理由のた
				め免許証
				の更新を
				受けるこ
				とができ
				なかった
				者に対す
				る試験
				(盤) (盤)
$\mathbb{X}$	型	Щ		(盤) (盤)
劐	<del>    </del>	無	洪	第九十七千九百円
1 1	重	免	₩	611年1
址	′	#	型	第三号区
型	Щ	重	は	第五号に
<del>    </del>	無	1 1	潔	当して同
重	鈱	芢	型	の規定の
$\bowtie$	#	丰	澚	用を受け
剰	Щ	重	10	- 影 - 4
#	無	1 1		政令第三 八百円
種	鈱	芢		十111446
77	庥	N		六の二第
紅	艦			六号に掲
				けるやむ
				を得ない
				,
				理由のた

<i>ا</i>	試験	× 庥						
			沃	無	九	+	71	千九百円
	<u>Ш</u>							
	免							
	Ħ							
	凝							
	鬥							
免	丰	N						
※	N	紅						
験								
<u> </u>	耐	411			路 器			(盤)
			法	(	盤	)	71	(盤)
動		紙		無(	九郡	) +		(盤)
動	₩	免 第	巛	の 無 (	二九兩	) +	1	(盤)
二 動	₩	中免第	項条	第の第)	三 二 元 元 郡	号第十	1	
型許二動	、種車	動中免第	は項条	第第の第)	五二二九略	号号第十 (	に又て	(盤)
車型許二動	車 、種車	二動中免第	該は項条	当第第の第)	し田三二七兩	ておお第十(	同に又し	(盤)
種車型許二動	第自、種車	許二動中免第	項該は項条	の当第第の第	規し五三二九略	ておお第十(	の同に又一	(盤)
又種車型許二動	免第 自 、 種 車	普許二動中免第	適項該は項条	用の当第第の第	を規し五三二九略	(おの) 第十 (	の同に又一	(盤)
通又種車型許二動	は免第自、種車	動普許二動中免第	適項該は項条	用の当第第の第	を規し五三二九略	(おの) 第十 (	の同に又一	(盤)
車通又種車型許二動	自は免第自、種車	動普許二動中免第	適項該は項条	用の当第第の第	を規し五三二九略	(おの) 第十 (	の同に又し	(盤)
種車通又種車型許二動	第自は免第自、種車	許 二 動 普 許 二 動 中 免 第	適項該は項条	用の当第第の第	を規し五三二九略	(おの) 第十 (	の同に又し	(盤)

(略)   	7 7 6		(	(盤)
	(盤)			
( ) ( ) ( ) ( )	(盤)		(盤) (盤)	(盤)
十11・十 (2)	(盤)	十二・十        (	(雀)	(盤)
十四 免第一種運転免許又は	ゼ 11111日十		第一種運転免許又は	1144+
許証交第二種運転免許に返		計 証 茂	第二種運転免許に係	
付手数る免許証(政令第1			る免許証	
	<	菜		
号に掲げるやむを	<del>L</del>			
ない理由のため免許	1			
証の更新を受けるこ	J			
とができなかったま	<u>在</u>			
であって、法第七-	F			
七条の二第一風第一				
号に該当して同項の				
規定の適用を受ける				
ものに対する交付の	3			
並の必深へ。)				
说第七十 <sup>1</sup>			送第九十二	
	夜円に、当		条 第 一 項 後	
	に該他の種		い 、 ・ の段の規定に	
	い類の免許		40,10	
			種類の免許	
	まするには「項を記載」		任とねり種に係る免許	
	にに二百円種子るごと		類の免許に証に他の種	
係る事項・業のを言い			係る事項を幾の方言は	
記載してる			記載してそ	
の種類の			の種類の免責「ごうべ	
群 7 廃 ゆく			許に係る免	
群 穏 の 交 は			許証の交付	
に代える場			に代える場	
⟨□			<□	

	<del> </del>			I	
	第一種運転免許又は	田里午十			
	第二種運転免許に係				
	る免許証(政令第三				
	十三条の六の二第六				
	号に掲げるやむを得				
	ない理由のため免許				
	証の更新を受けるこ				
	とができなかった者				
	であって、法第九十				
	七条の二第一項第三				
	号に該当して同項の				
	規定の適用を受けた				
	ものに対する交付の				
	場合に限る。)				
	法第九十二	千七百円			
	条第一項後	に、当該			
	段の規定に	他の種類			
	45,18	の免許に			
	種類の免許	係る事項			
	に係る免許	を記載す			
	証に他の種	るごとに			
	類の免許に	二百円を			
	係る事項を	加算した			
	記載してそ	額			
	の種類の免				
	許に係る免				
	許証の交付				
	に代える場				
	<u>⟨□</u>				
	(盤)	(盤)		(盤)	(盤)
十五 免	第一種運転免許又は	11十11回	十 五 炙	第一種運転免許又は	三十五百
	第二種運転免許に係	用十田	井 温 由	第二種運転免許に係	田田
交付手	る免許証		交付手	る免許証	
教卒			教卒		
	(盤)	(盤)		(盤)	(盤)
+ +< ~ 11	(盤)	(盤)	+ 4< ~ 11	(盤)	(盤)
十用			十用		
(盤)			(盤)		
11+4<	(盤)	(盤)	11+4<	(盤)	(盤)
I I	! !				<b>I</b>

蕭 蹈 手	洪	無	回		(	盤	)		( }	と ( 金
数萃	$\prec$	₩	6	洪	無	七	+	1 1	<b>₩</b> 11	土耳一
	1 1	無	1	巛	0	1	紙	1		$+$ $\mathbb{H}$
	河	無	+	祖	6	表	6	靊		
	1	更	$\lesssim$	析	1	6	4	だ		
	姆	$\tilde{\mathcal{T}}$	10	羪	定	4	10	뼆		
	艦!	Z Z I		区	灃	肃	种	继		
				긷	衣	4	10	灩		
				照						
					14	₩	$\langle \langle$	#	<	日里〉
					秦		41	海		
					三	r	定	S		
					10	赵	华	無		
					111	+	11]	₩		
					0	7	無	1		
					严	0	基	無		
					N	崧	汌	ے		
					12 J	2	神	$\approx$		
					茶	fo	N	艦		
	沃	無	垣		(	盤	)		( 1	盤)
	$\prec$	**	6	\ <u>`</u>	型	华	殊	Ш	五十	- III H
	1 1	無	1	動	₩	鈱	丰	$\preceq$		
	严	無	+	冬	6	紙	1	種		
	1 1	中	$\approx$	熏	型	鈱	丰	$\bowtie$		
	超	Ħ	N	は	無	1	種	浬		
	無	Z Z Z		刺	免	址	₩	应又		
				()	٢	2	10	艸		
				Z	茶	4	10	艦		
							4. ~	٦		
				照	(	浜	無	¥		
					<del>ب</del> )					
				+		₩	6	1		
				第十	4	垣	第の	1   11		
				号 第 十	ا ئ	又項条	は 第 の	第 三 三		
				五号第十	ے ا ہ	条又項条	のは第の	回第三二		
				第百号第十		項条又項条	<ul><li>ののは第の</li></ul>	規四第三二		
				定第百号第十	アニーイーホ	<b>上項条又項条</b>	000は第の	規四第三二		

<b>糖</b> 图 册	洪	無	垣		( \{	~ /	)		( \\	
教学	~ <del>~</del>							1 1		百五
		無			6 1 8 1				П 111	十田
		無			6 t			###		十二
		中			) (					
	晃				定上					
	推 程 系		•							
	1,111 P				衣 4					
					1/	)		111111111111111111111111111111111111111		
					m {	<b>₩</b>	<1	女		一田田
					₩ □					
					画					
					ん  - 					
					剰;					
					作 }					
					11  \$	₩	6	4		
					無1	1   1	严	0		
					基	#	IJ	談		
					៕,	. د	Z,	۲		
					神	NJ :	文	p		
					30番ご			f		
	洪	無	畑			離	ZΠ	f	( )	隺)
		※ 無			(#	性 (金)	∰ )			全 (上)
	$\prec$		6	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(#	世 坐	数 数	自		
	< 1 1	朱	1	動小	型 (1) (1)	名 称 器	許 殊 (	以自		
	項二八	第 第 条	+	外動小	車 型 () () () () () () () () () () () () ()	部 名 存 器	一 許 殊 ( )	種以自		
	項二八	号 第 第 条	6 + 5	運外動小	概の 単型 (2) を は は は は は は は は は は は は は は は は は は	光 等 布 春 春	許一許殊 (	又種以自		
	八項二八	げ号第第条	6 + 5	は 運 外 動 小	概の 単型 (2) を は は は は は は は は は は は は は は は は は は		種許一許殊一署	運 又 種 以 自		
	揭二項二八	げ号第第条	6 + 5	転は運外動小	第 表 の 車 型 ) 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 2 1	平 二 免 第 免 条 曆	を種 許 一 許 殊	受 運 ス 種 以 自		
	揭二項二八	げ号第第条	6 + 5	け 転 は 運 外 動 小	免等断の車型。2		るを種 許 一 許 殊	者受運又種以自		
	揭二項二八	げ号第第条	6 + 5	にけ転は運外動小	て免解散の車型のおは、	すい 平 二 免 第 免 帯 <u> </u>	るるを種許一許殊   増	講者受運又種以自		
	揭二項二八	げ号第第条	6 + 5	習にけ転は運外動小	対し角解散の車型)の上が出げまれており	法 す (/ 評 二 免 第 免 幣 虧 講 :: )	第るるを種許一許殊  増	九 講 者 受 運 又 種 以 自		
	揭二項二八	げ号第第条	6 + 5	第十習にけ転は運外動小	して、対て免解表の単型)のようには、ボークなりは、	国条法 了 ! 、 評 二 免 第 免 幣 歸	第の第るるを種許一許殊   温	三 二 九 講 者 受 運 又 種 以 自		
	揭二項二八	げ号第第条	6 + 5	号第十習にけ転は運外動小	イー七(対へ免解帳の声型)のようなように	又頃条法ずい評し免第免番翻	は第の第るるを種許一許殊	第 三 二 九 講 者 受 運 又 種 以 自		
	揭二項二八	げ号第第条	6 + 5	百号第十習にけ転は運外動小	ーイー 七 (	条又頃条缶ずい 評二 免 第 免 帋 鷵 講	のは第の第るるを種許一許殊  増	四 第 三 二 九 講 者 受 運 又 種 以 自		
	揭二項二八	げ号第第条	6 + 5	第百号第十習にけ転は運外動小	ニーイー七(対て免解制の単型)のあったによるがよいに	具条又具条法寸V. 許二免第免条略講	ののは第の第るるを種許一許殊	規 四 第 三 二 九 講 者 受 運 又 種 以 自		
	揭二項二八	げ号第第条	6 + 5	定第百号第十習にけ転は運外動小	にコーイー七(対て角)所の一型(つっぱっしょしょ)がいまた。	に 国 条 又 頃 条 缶 ず い 評 二 免 第 免 帋 略 講 :: : : : : : : : : : : : : : : : :	900は第0第25を種許一許殊	認 規 四 第 三 二 九 講 者 受 運 又 種 以 自		
	揭二項二八	げ号第第条	6 + 5	知定第百号第十習にけ転は運外動小	ニーイー七(対て免解制の単型)のあったによるがよいに	能 17 垣 条 27 垣 条 法 子 17 評 二 免 第 免 幣 歸 講 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	検りののは第の第るるを種許一許殊	查 認 規 四 第 三 二 九 講 者 受 運 又 種 以 自		

グいて作ぶ		づいて行う	
る。) も C 7 照		ものに限	
	13.1 3.1	10°)	13.1 3.1
当		当落器民	
	H 十 日	機能検査	H H H H H
の結果が		の結果が	
認知道の		認知道の	
おそれが		おそれが	
あること		あること	
から街の		4 の 名 の	
器 年 鰲		認知機能	
が低下し		が低下し	
トマる状		ているお	
それがあ		それがあ	
るいっそ		ることを	
15 を も 6		ボすもの	
かって産		として道	
存 無 川 十		路交通法	
九条に現		施行規則	
定する基		第三十九	
準に該当		条に規定	
するもの		する基準	
		に該当す	
		るも <i>6</i>	
(盤)	(盤)	(盤)	(盤)
<b>小型特殊</b> 但	11十11恒	小型特殊自	111111111111111111111111111111111111111
動車免許の	用十田	動車免許の	用十日
みを受けて		みを受けて	
こるを行対		いる者に対	
する講習		よる講習	
(		(法第九十	
七条の二第		七条の二第	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		一項第三号	
イ又は第百		イ又は第百	
一条の回網		一条の四第	
二項の期沿		二項の規定	
により悶め		により認知	
機能検査の		機能検査の	
結果に基づ		結果に基づ	
	• '	· '	, ,

	いて行うも	
	の に 限	
	<b>%。)</b>	
	当該認知	四十四百
	機能検査	H十田
	の結果が	
	認知症の	
	おそれが	
	あること	
	か の 街 の	
	認知機能	
	が低下し	
	ているお	
	それがあ	
	ることを	
	不すもの	
	かして産	1
	企 無 川 十	
	九条に規	
	定する基	
	準に該当	
	するもの	
	( 1/4 )	( 🍇 )
	〈巛の二)紙一	
	一号に掲げる	
講習	ニチンサいる	
ilii ilii ilii	当該講習が	구나며+
	<u> </u>	
	《条第十三	
	頃第二号の	
	表第一号に	
	掲げる講習	
	方法に係る  おいる語言	
	ものであるフジーは、	
	場合	
	+v /-	
	 (と)	(盤)
	( <del>\( \)</del> /	

の に 限いて行うも	
10°)	
当該認知	四十四百
機能検査	五十甲
の結果が	
認知症の	
おそれが	
あること	
かの街の	
認名機能	
が低下し	
ているお	
それがあ	
ることを	
タット河	
路交通法	
超	
第三十七	
条 に	
する基準	
に蒸当を	
\(\rho\phi\) 6	( , ) = >
( 盤 )	(
法第百八条の二第一	
講習 頂第十三号に掲げる	田田田
当該講習が	九千五十
道路交通法	田
施行規則第	
三十八条第	
十三項第二	
号の表第一	
- おい 見い	
講習方法に	
孫るもので	
ある諺句	
(雀)	(盤)

令和元年10月25日

号 外

この条例は、今和元年十二月一日から施行する。

<u> </u>	(盤)	(2) (2)	
111 + 1		111 + 1	
(盤)		(	
<b>編</b>		<b>たまた (を)</b>	
至			

64

規則

をここに公布します。三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴 木 英 敬

### 三重県規則第二十五号

規則三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する

則第三十号)の一部を次のように改正する。三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年三重県規

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

数 正 後 次のmonumentと表示で同じることをと	数 旧 指 た。
別表 (第二条関係)	別表 (第二条関係)
1~十日 (盤) (盤)	√+回 (盤) (盤)
十五 特例条例別 建築基準法(以下この項におい	十五 特例条例別 建築基準法(以下この頃におい
表第二の十の頃で「法」という。)、建築基準法	表第二の十の頃て「法」という。)、建築基準法
に規定する建築施行令、建築基準法施行規則、三	に規定する建築施行令、建築基準法施行規則、三
基準法(昭和二重県建築基準条例及び建築基準	基準法(昭和二重県建築基準条例及び建築基準
十五年法律第二法施行細則(昭和四十六年三重県	十五年法律第二法施行細則(昭和四十六年三重県
百一号)、建築規則第六十四号)の規定に基づき	百一号)、建築規則第六十四号)の規定に基づき
基準法施行令知事又は建築主事に提出するこ	基準法施行令知事又は建築主事に提出するこ
(昭和二十五年)とさされている申請書、届書及び	(昭和二十五年)ととされている申請書、届書及び
政令第三百三十通知書(法第十八条第二項の規定	政令第三百三十通知書(法第十八条第二項の規定
<b>八号)、建築基による計画通知書に限る。)の受</b>	八号)、建築基による計画通知書に限る。)の受
準 法 施 行 規 則理並びに知事又は建築主事への	準 法 施 行 規 則理並びに知事又は建築主事への
(昭和二十五年送付(ただし、法第七条第一項(第	(昭和二十五年送付(ただし、法第七条第一項(第
建設省令第四十八十七条の四又は第八十八条第	建設省令第四十八十七条の二第一項又は第八十
・ ・ 三重県建一頃若しくは第二頃において準	号)、三重県建八条第一項若しくは第二項にお
築基準条例(昭用する場合を含む。)の規定によ	築基準条例 (昭いて準用する場合を含む。) の規
和四十六年三重る完了検査申請書及び法第七条	和四十六年三重定による完了検査申請書及び法
県条例第三十五の三第二項の規定による中間検	県条例第三十五第七条の三第二項の規定による
号)及び同法の査申請書、法第六条の二第一項に	条)及び同法の中間検査申請書、法第六条の二第
施行のための規規定する確認を受けようとする	施行のための規一項に規定する確認を受けよう
則に基づく申請建築物の計画に係る法第十五条	則に基づく申請とする建築物の計画に係る法第
書、届書その他第一項の規定による届書、法第七	書、届書その他十五条第一項の規定による届書、
書類の受理に関ナ七条のニナーに規定する指定	書類の受理に関法第七十七条の二十一に規定す
する事務で別に確認検査機関から提出される申	する事務で別にる指定確認検査機関から提出さ
規則で定めるも請書及び届書、法第八十七条の四	規則で定めるもれる申請書及び届書、法第八十七
これいて準用する法第六条第一	
項の規定による確認申請書並び	条第一項の規定による確認申請
に、送第八十七条の四において筆	神型がに、法第八十七条の二にお
用する法第十八条第二項の規定	いて準用する法第十八条第二項
による 計画 連	の規定による計画通知書を除
	√° )
十五の二 特例条 次に掲げる書類の受理及び知	十五の二 特例条 次に掲げる書類の受理及び知
例別表第二の十事への送付(ただし、津市、松阪	例別表第二の十事への送付(ただし、津市、桑名
1	

大の項に規定す	市、桑名市及び鈴鹿市を除く。)
る都市計画法	<b>ケ~シ</b> (磊)
(昭和四十三年	
法律第百号)、	
都市計画法施行	
令(昭和四十四	
年政令第百五十	
八号)、都市計	
画法施行規則	
(昭和四十回年	
建設省令第四十	
九号) 第三十四	
条及び同法の施	
行のための規則	
に基づく申請	
書、届書その他	
の書類の受理に	
関する事務で別	
に規則で定める	
₩ <i>6</i>	
十年の三~二十三	(智)
(隺)	

大の項に規定す。 市及び鈴鹿市を除く。) る都市計画法 ケ~シ (帯) 法律第百号)、 都市計画法施行 令 ( 昭和四十回 年政令第百五十 八号)、都市計 面法施行規則 (跖柱四十回件 建設省令第四十 九号) 第三十四 条及び同法の施 行のための規則 に基づく申請 書、届書その他 の書類の受理に 関する事務で別 に規則で定める ₩ C 十月の三~二十三 (盤) (盤)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第十五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

#### 三重県告示第 403 号

三重県建築基準条例第3章第3節の規定を適用しない劇場等のその用途に供する建築物に関する基準の 一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英

三重県建築基準条例第3章第3節の規定を適用しない劇場等のその用途に供する建築物に関する基 準の一部を改正する告示

三重県建築基準条例第3章第3節の規定を適用しない劇場等のその用途に供する建築物に関する基準 (平成6年三重県告示第235号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第10 映写室

劇場等における映写室は、耐火構造又は一時間 にあっては、準耐火構造又は防火構造)の床若し くは壁又は防火設備により区画しなければならな い。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第 338 号) 第 112 条第 10 項の規定の適用を受けない

正

後

改

第10 映写室

改

劇場等における映写室は、耐火構造又は一時間 準耐火基準に適合する準耐火構造(木造の劇場等| 準耐火基準に適合する準耐火構造(木造の劇場等 にあっては、準耐火構造又は防火構造)の床若し くは壁又は防火設備により区画しなければならな い。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第 338 号) 第 112 条第 9 項の規定の適用を受けない映 映写室の映写のために必要な開口部(開口面積が 1 写室の映写のために必要な開口部 (開口面積が 1

TE.

前

ったものに限る。)にあっては、この限りでない。

平方メートル以内で、かつ、ガラス等の不燃材料で造 平方メートル以内で、かつ、ガラス等の不燃材料で造 ったものに限る。)にあっては、この限りでない。

この告示は、公表の日から施行する。

#### 県 発行 **三** 重

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/